特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	後期高齢者医療制度関係事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

愛知県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析した上で、当該リスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

愛知県後期高齢者医療広域連合

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

Ι	基本情報
(別添1) 事務の内容
п	特定個人情報ファイルの概要
(別添2)特定個人情報ファイル記録項目
ш	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV	その他のリスク対策
v	開示請求、問合せ
VI	評価実施手続
(

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称

後期高齢者医療制度関係事務

<制度内容>

後期高齢者医療制度は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を 推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずるととも、高齢者 の医療について、国民の共同連帯の理念等に基づき、前期高齢者に関する保険者間の費用負担の調 整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上

及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。 後期高齢者医療制度では、適用年齢(75歳以上)になると、現在加入している国民健康保険や健康保 険組合から移行となり、後期高齢者だけの独立した医療制度に組み入れられるという点や、徴収方法 が年金からの特別徴収(天引き)が基本となっている点等が特徴として挙げられる。

後期高齢者医療制度の運営主体は、都道府県ごとに後期高齢者医療広域連合(その都道府県の区 域内の全市町村が加入する広域連合)(以下「広域連合」という。)が設置され、保険者となる。政令指定都市も独立した運営ではなく、その市がある都道府県の広域連合に参加することになる。なお、保険料の徴収事務や申請・届出の受付、窓口業務については市町村が処理する事務とされている。

対象となる被保険者は、広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の高齢者と、広域連合の区域 内に住所を有する65~74歳の者であって広域連合から障害等による被保険者資格の認定を受けた者 である

後期高齢者医療制度における療養の給付等については、概ね健康保険法と同様の給付が行われる。また、加入者全員が「被保険者」となる(「被扶養者」という概念はない。)ため健康保険に定める「家 族給付」は存在しない。

後期高齢者医療制度の財政は、医療給付費の約5割を公費(内訳は国: 都道府県: 市町村=4:1:1) で、約4割を市町村国保、健康保険組合、共済組合等の各医療保険の加入者で負担し(後期高齢者交 付金)、残りの約1割を被保険者の保険料で負担するように設定されている。

また、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「被 保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基 金」という。)または国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)」(以下「支払基金等」という。) に委託することができる旨の規定が高齢者の医療の確保に関する法律に盛り込まれ、加入者の資格 履歴情報と被保険者枝番の採番管理、地方公共団体等と情報提供ネットワークシステム(※1)を通じた 履佐自和に放床被告化型の水番音生、地方人大気に今天に自和症にインバースへが、バスパンと思いた情報照会・提供、加入者の本人確認に係る事務、その事務処理に必要な情報提供ネットワークシステムに接続する医療保険者等向け中間サーバー等(以下「中間サーバー」という。)(※2)及び住民基本台 帳ネットワークシステムに接続するためのサーバの運用・管理を支払基金等に一元的に委託すること が可能になった。

さらに、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」 によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことを踏まえ、オンライン資格確認等システム で被保険者等の資格情報を利用するために、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資 格確認等システムへ提供することについても、あわせて支払基金等に委託することになった。

※1: 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」とい う。)第二十一条に定める特定個人情報を照会提供するためのシステム。

※2:医療保険者等向け中間サーバーは、医療保険者である全国健康保険協会、健康保険組合、共済 組合及び国民健康保険組合と地方公共団体である広域連合が利用する。

<事務内容>(※詳細は、「(別添1)事務の内容」を参照)

後期高齢者医療制度では、各都道府県の広域連合と市町村が連携して事務を行う。

基本的な役割分担は、以下のとおりである。

1 広域連合

被保険者の資格管理や被保険者資格の認定、保険料の決定、医療の給付

2. 市町村

各種届出の受付や被保険者証等の引き渡し等の窓口業務 保険料の徴収

特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおりである。

1 資格管理業務

(1)被保険者証等の交付申請

住民から個人番号が記入された被保険者資格に関する届出を受け付け、広域連合において審査・決 定を行い、市町村から当該住民に対して被保険者証等を発行する(※3)。

(2)住民基本台帳情報等の取得、被保険者資格の異動

市町村から広域連合に住民基本台帳等の情報を送付し、広域連合において年齢到達者等を特定して被保険者資格の審査・決定を行い、市町村から当該住民に対して被保険者証等を発行する(※3)。 上記と併せて、被保険者情報等の管理を行う。

(3)中間サーバーを通じて、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システ ムへ提供する(※3-1)。

※3:他の保険者から新規加入してきた被保険者の資格認定にあたり確認情報が必要な場合は、情報 提供ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、資格喪失していることを確認するこ とも可能。

※3-1:オンライン資格確認の仕組みそのものは個人番号を使わないため、評価の対象外であるが、 オンライン資格確認の準備行為として、マイナポータルを介した資格履歴情報の提供を行うため、その 観点から評価書に記載している。

②事務の内容 ※

2. 賦課・収納業務

(1)保険料賦課

市町村から広域連合に所得情報等を送付し、広域連合において賦課計算を行い保険料賦課額を決定した上で、市町村から当該住民に対して賦課決定通知書等で通知する(※4)。

(2)保険料収納管理

広域連合で決定した保険料賦課額に基づき、市町村において保険料に関する徴収方法と納期を決定し、特別徴収の場合は年金保険者に徴収依頼を実施するとともに当該住民には特別徴収額通知書等で通知し、普通徴収の場合は当該住民に納付書等を送付し、特別徴収や普通徴収に関する収納管理を行う。

※4:保険料賦課に当たり所得情報等の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。

3 給付業務

市町村において住民からの療養費支給申請書等に関する届出を受け付け、広域連合において療養費支給の認定処理を行い、広域連合から当該住民に対して療養費支給決定通知書等を交付する(※5)。

※5:給付の決定にあたり給付要件の確認が必要な場合、また、口座登録簿関係情報の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。

4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する業務)

- (1)平成29年4月以降、国保連合会から委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)が、広域連合からの委託を受けて、加入者の資格履歴情報の管理を行うために、広域連合が中間サーバーの各医療保険者ごとに割り当てられた加入者情報保存用の専用区画(以下「委託区画」という。)に保存した情報から、被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、中間サーバーに資格履歴情報として登録を行う(※6)。
- (2)異なる医療保険者等間で個人を一意に識別するための番号でもある「被保険者枝番」を中間サーバーより受領し、広域連合において管理する。
- ※6:資格喪失や異動など資格関係情報に変更があった場合、中間サーバーの登録情報を更新する。

5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)

(1)中間サーバーが他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた場合に、システムの自動処理により、広域連合が中間サーバーの各医療保険者ごとに割り当てられた副本情報保存用の専用区画(以下「副本区画」という。)に保存した情報から提供に必要となる情報を取得して情報提供が実施できるように、被保険者資格情報及び給付に関する情報を抽出し、中間サーバーに副本情報として登録を行う。

- 6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)
- (2)また、中間サーバーから情報照会結果等を受領し、広域連合において管理する。

※7:情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供は、支払基金を経由して行う。

7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手(「1. 資格管理業務」に付随する事務) 市町村から個人番号が取得できない場合や、個人番号または基本4情報を確認する必要がある場合 には、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき、支払基金を介して地方公共団体情報システム機構 から個人番号や基本4情報を取得する。

③対象人数 [30万人以上] 1,1000人未満 2)1,000人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満 5)30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称

後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「標準システム」という。) ※標準システムは、全国の広域連合が共同して委託する集約機関(国保中央会)が管理する標準シス テムサーバー群と、広域連合および構成市町村に設置される窓口端末で構成される。

(1)被保険者証等の交付申請

市町村の窓口端末へ入力された被保険者資格等に関する届出情報を基に、広域連合の標準システ ムにおいて受付・審査・決定を行い、その結果を市町村の窓口端末へ配信する。 市町村の窓口端末では配信された決定情報を基に被保険者証等を発行する。

(2)住民基本台帳等の取得

市町村の窓口端末のデータ連携機能を用いて、住民票の異動に関する情報を広域連合の標準シス テムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。

(3)被保険者資格の異動

(2)により市町村の窓口端末から広域連合の標準システムに送信された住民に関する情報により、 広域連合が被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合の標準システムより被保険者情報等を 市町村の窓口端末へ配信する。

2. 賦課・収納業務

(1)保险料賦課

市町村の窓口端末のデータ連携機能を用いて、個人住民税等に関するデータを広域連合標準システ ムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。

広域連合の標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報等のデータを市町 村の窓口端末へ配信する。

(2)保险料収納管理

市町村の窓口端末のデータ連携機能を用いて、保険料収納に関する情報等のデータを広域連合の 標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。

市町村の窓口端末を用いて、療養費支給申請に関するデータを広域連合の標準システムへ送信し、 広域連合の標準システムにおいて当該情報を用いて療養費支給決定を行い、市町村の窓口端末の ータ連携機能を用いて、療養費決定通知情報等を市町村の窓口端末へ配信する。

(1)加入者情報作成 (1)加入者情報作成 標準システムは市町村から送信された異動に関する情報等を基に、中間サーバーに登録するための 加入者情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するた めのファイルを標準システムから取得し、以下のいずれかの方法で中間サーバーへ送信する。

○ファイルを広域端末から統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。

(以下「統合専用端末連携」という。) ○広域端末と中間サーバーをネットワークで繋ぎファイルを送信する。 (以下「サーバー間連携」という。) (2)加入者情報登録結果取込

たが連合職員は統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーから加入者情報の登録 結果に関するファイルを入手し、情報連携管理ツールを用いて標準システムに送信する。 標準システムはファイルに含まれる被保険者枝番を管理する。

(1)資格情報作成

標準システムは被保険者証等の発行情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成 する

、。。 広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーへ送信する。

(2)葬祭費情報作成

標準システムは葬祭費の支給情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。 広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーへ送信する。 (3)高額介護合算療養費情報作成

標準システムは高額介護合算療養費支給申請書の発行情報を基に、中間サー の副本情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーへ 送信する。

標準システムは、高額療養費(外来年間合算)支給申請書の発行情報を基に、中間サーバーに登録 するための副本情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登 録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間 サーバーへ送信する。

②システムの機能

	6. 情報照会業務 (1)情報照会要求 市町村職員は市町村の窓口端末の情報連携管理ツールを用いて、情報照会要求を登録する。 標準システムは情報照会要求を基に、中間サーバーに登録するための情報照会要求情報を作成する。 広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーへ送信する。 (2)情報照会結果取込 統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーから情報照会結果に関するファイルを入手し、情報連携管理ツールを用いて標準システムに送信する。 標準システムはファイルに含まれる情報照会結果を管理する。 市町村職員は市区町村の窓口端末の情報連携管理ツールを用いて、情報照会結果を確認する。 ※ データ連携機能とは、市町村の窓口端末のWebブラウザ又はSOAP通信を用いて、各種ファイルを広域連合の標準システムサーバー内に格納されている各種ファイルや帳票等を市町村の窓口端末に配信する機能のことをいう。	Z .
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳システム []既存住民基本台帳システム	
	[] 宛名システム等 [] 税務システム [] である。 [] で	

システム2~5		
システム2		
①システムの名称	外付けカスタマイズシステム	
②システムの機能	要知県独自の制度等に対応するため、標準システムの外付けとして以下の機能を有する。 1. データ検索システム (1) 標準システムのデータを複製し、他のカスタマイズ機能のマスタデータを作成する機能。 (2) (1) で作成したマスタデータについて、データの抽出、集計、編集を行うオンライン機能。 2. 療養費カスタマイズシステム 標準システムは愛知県独自の医療費助成制度を考慮しないため、一部の療養費(高額療養費(外来年間合算含む)及び高額介護合算療養費)の支給について、被保険者への過払い金が発生しないよう金額調整を行う機能。 3. 振込エラー管理システム 療養費の支給時に口座事故となった振込データを管理する機能。 4. 医療費統計システム 標準システムは上記2と3にかかるカスタマイズ部分のデータを統計に反映できないため、これを補正して正しい統計を作成するための機能。 5. 入出カファイル編集 (1) 標準システムに入力する特定のファイルについて、インターフェースに適合するよう編集加工を行う機能。 (2) 標準システムから出力するファイルについて、事務処理に適合するよう編集加工を行う機能。 (2) 標準システムから出力するファイルについて、事務処理に適合するよう編集加工を行う機能。 6. 引き抜きデータ作成 標準システムで一括で作成される被保険者向け通知書について、引き抜きを行うためのデータを作成する機能。 7. データ連携補助システム (1) 市町村において日次のデータ連携結果を確認する機能。 (2) 市町村合併前のファイルや主記2と3のカスタマイズ処理に用いるファイル等、標準システムのデータ連携機能を補助する機能。 (3) その他標準システムのデータ連携機能を補助する機能。	
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 別名システム等 []税務システム [] 別の名システム (標準システム)	
システム3		
①システムの名称	中間サーバー	
②システムの機能	中間サーバーは、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能を有する。中間サーバーは、支払基金及び国保連合会から委託を受けた国民健康保険中央会(以下「取りまとめ機関」という。)が運営する。 1. 資格履歴管理事務に係る機能(国保中央会) (1) 新規被保険者の基本4情報(又はその一部)、資格情報(個人番号を含む。)を中間サーバーに登録する。 (2)個人番号を除いた資格履歴情報をオンライン資格確認等システムに提供する。 (2)個人番号を除いた資格履歴情報をオンライン資格確認等システムに提供する。 (2)情報照会・提供を行う際、個人を特定するために必要となる機関別符号を取得する。 (2)情報照会・提供ネットワークシステムを通じて、特定個人情報の情報照会及び照会した情報の受領を行う。(3)情報提供・ネットワークシステムを通じて、特定個人情報の情報照会及び照会した情報の受領を行う。(3)情報提供・ネットワークシステムを通じて、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。(4)情報提供・ネットワークシステムを通じて、他の機関へ情報照会・提供を行った記録を生成する。(5)オンライン資格確認等システムで管理している情報と細付けるために使用する情報提供マイナポータルからの自己情報開示の求めを受付け、オンライン資格確認等システムで管理している情報との紐付けを行うために、個人番号を除いた資格履歴情報を提供する。 (3)本・人確認事務に係る機能(支払基金) (1)個人番号取得 基本人情報とはその一部)を基に、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報(個人番号)を取得する。 (2)基本4情報取得個人番号を基に、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報(多)を取得する。 (2)基本4情報取得個人番号を基に、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報(基本4情報等)を取得する。	
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 死名システム等 [] 税務システム [] その他 ()	

3. 特定個人情報ファイル名

後期高齢者医療関連情報ファイル

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

①事務実施上の必要性

被保険者資格や給付情報等の検索・照会、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供を正 確かつ効率的に実施するためには、被保険者資格や給付の情報、住民基本台帳関連情報、市町村で 使用されている宛名番号及び広域連合で付番する被保険者番号等を、個人番号と紐付けして管理す る必要があることから、特定個人情報ファイルとして後期高齢者医療関連情報ファイルを保有する。

②実現が期待されるメリット

1. 個人番号を利用することにより被保険者資格や給付の情報等をより正確かつ効率的に検索・照会 することが可能となり、誤った相手に対して保険料の賦課・徴収や給付等を行うリスクを軽減できる。 2. 現状で情報の連携のために使用されている宛名番号等は市町村ごとに設定されているものである が、個人番号は全国の市町村で共通の番号であるため、同一広域連合内において他の市町村に転居 した場合でも、個人番号を利用することで同一人の正確な名寄せが可能となり、誤支給や誤賦課の防 止がより確実なものとなる。

3. 被保険者が広域連合に申請届出をする際に添付することが定められている他の情報保有機関発行 の書類について、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会するとにより、情報照会はよって書類と同等の特定個人情報を得られる場合に限っては、書類の添付を省略することが できる。

と でる。 4. オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用 のしくみを実現する。

5. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠

番号法 第9条及び別表第一第59号

番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条

住民基本台帳法 第30条の9

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※

①実施の有無 Γ 実施する 1

〈選択肢〉 1) 実施する 2) 実施しない

番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)

(提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、33、39、42、43、58、62、80、87、93、97、106、 109, 120

番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4 条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の 2、第31条の2、第31条の2の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59 条の3

②法令上の根拠

高齢者の医療の確保に関する法律第165条の2(支払基金等への事務の委託)

(照会)第1項 第1号

(提供)第1項 第2号

(委託)第2項

管理課

広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワー ステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報 を保険給付の支給等の事務に活用するのは当広域連合であるが、情報提供ネットワークシステムに接 続する主体は支払基金である。

7. 評価実施機関における担当部署

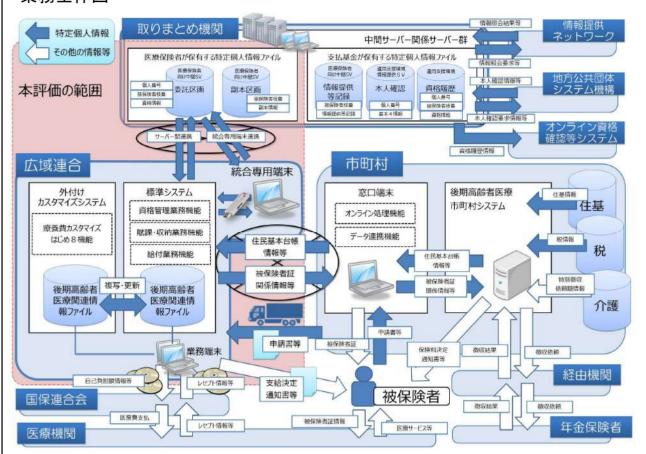
①部署

②所属長の役職名 管理課長

8. 他の評価実施機関

(別添1) 事務の内容

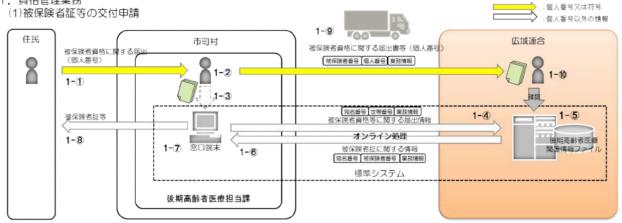
業務全体図



広域連合と市町村との情報の授受については、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について (通知)」(平成27年2月13日付け府番第27号・総行住第14号・総税市第12号 内閣府大臣官房番号制度担当参事官・総務省自治行政局住民制度課長・自治税務局市町村税課長通知)の「2 構成地方公共団体の事務の一部を共同処理する場合について」により内部利用に当たるとされているが、当評価書上では便宜上「移転」の欄に記載している。

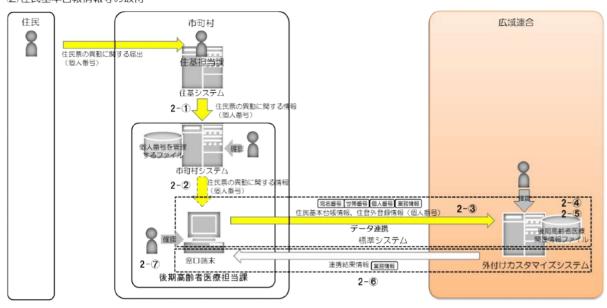


(1)被保険者証等の交付申請



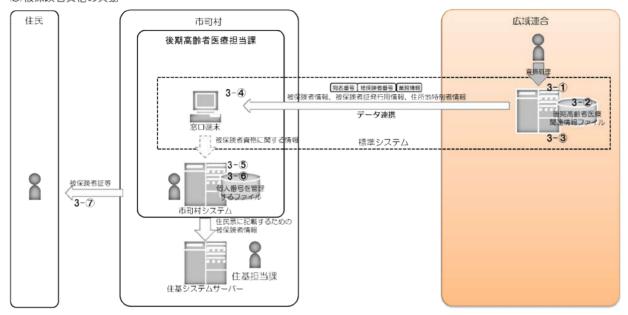
- 1-① 市町村の後期高齢者医療窓口において、住民から個人番号が記入された被保険者資格に関する届出を受け付ける。
- 1-② 市町村において、届出書等に記載された個人番号の確認を行う。
- 1-③ 市町村の窓口端末で、個人番号で対象者を特定し、申請事項を登録する。
- 1-④ 市町村の窓口端末に登録された申請事項は、広域連合の標準システムに登録されることで、当該住民に対して資格取得がされる。
- 1-⑤ 広域連合の標準システムでは、市町村において登録された「市町村と同一の宛名番号」に紐付けして「個人番号」が管理される。
- 1-⑥ 市町村の窓口端末において、広域連合の標準システムに登録された資格情報を取得する。
- 1-⑦ 市町村では、市町村の窓口端末に表示した情報を確認し、被保険者証等の発行を行う。
- 1-⑧ 被保険者証等を交付する。
- 1-(9) セキュリティ輸送便にて、市町村から広域連合に住民から受け付けた被保険者資格に関する届出書等を送付する。
- 1-10 広域連合では市町村から送付された届出書等と標準システムの登録内容を確認し、正しく情報が入力されているか点検する。

(2)住民基本台帳情報等の取得



- 2-① 後期高齢者医療市町村システム(以下、市町村システム)は、住基システムから住民票の異動に関する情報の移転を受け、市町村システムに更新する。
- 2-② 市町村システムから、被保険者、65歳に到達し被保険者となり得る者及びその世帯員についての住民票の異動に関する情報等を、市町村の窓口端末に移入する。
- 2-③ 市町村の窓口端末から、広域連合の標準システムに、個人番号を含む「住民基本台帳情報」及び「住登外登録情報」が送信される。
- 2-④ 広域連合の標準システムでは、送信された「住民基本台帳情報」及び「住登外登録情報」を点検し、疑義がある情報は除外する。問題のない情報については、これを基に同システムの当該情報を更新する。
- 2-⑤ 広域連合の標準システムでは、市町村から送信された当該情報に含まれる「市町村と同一の宛名番号」に紐付けして「個人番号」が管理される。
- 2-⑥ 広域連合の点検により除外された情報や、標準システムの整合性チェックでエラーとなった情報は、外付けカスタマイズのデータ連携補助システムにて市町村にその結果を連絡する。
- 2-⑦ 市町村で連携結果情報を確認し、除外やエラーとなっている場合は確認の上、必要に応じて異動情報を再作成・再送信する。

(3)被保険者資格の異動



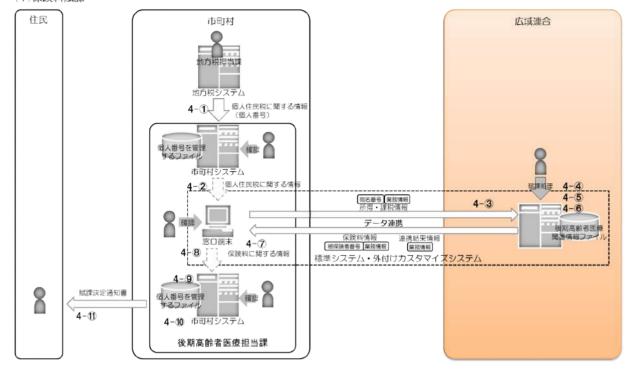
- 3-① (2)において市町村の窓口端末から広域連合の標準システムに送信された「住民基本台帳情報」及び「住登外登録情報」により、 広域連合は住民票の異動や年齢到達等を把握し、広域連合の標準システムにおいて被保険者資格の取得・喪失・資格要件の 変更に関する処理を行う。
- 3-② 広域連合の標準システムでは、「市町村と同一の宛名番号」と「個人番号」に、さらに「被保険者番号」が紐付けられる。
- 3-③ 市町村の窓口端末による即時異動分を含めて、広域連合の標準システムに「被保険者情報」等が作成される。
- 3-④ 広域連合の標準システムから市町村の窓口端末に、「被保険者情報」等を配信する。
- 3-⑤ 市町村では、市町村の窓口端末から「被保険者情報」等を、市町村システムに移入する。
- 3-⑥ 市町村システムでは、移入された「被保険者情報」等に基づいて、同システムの当該情報を更新する。 市町村では、既に「宛名番号」に紐付けして「個人番号」が管理されているため、そこに「被保険者番号」を紐付けして管理される。
- 3-⑦ 被保険者証等を作成して交付する。

なお1. 資格管理業務に付随する事務は以下の通り

- ・被保険者枝番の取得の流れは、「4. 加入者情報作成」に記載する。
- ・中間サーバーへの被保険者資格情報の登録は、「5. 副本作成」に記載する。
- ・情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載する。
- ・地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手の流れは、「7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手」に記載する。

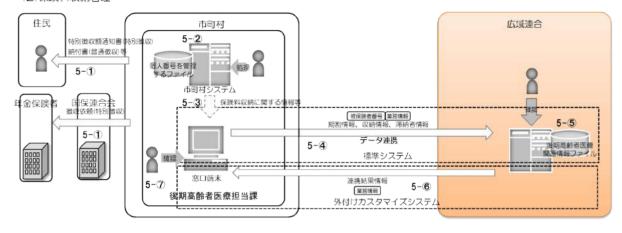
2. 賦課·収納業務

(1)保険料賦課



- 4-(1) 市町村システムは、地方税システムから個人住民税に関する情報の移転を受け、市町村システムに更新する。
- 4-② 市町村システムから個人住民税情報を、市町村の窓口端末に移入する。
- 4-③ 市町村の窓口端末から、広域連合の標準システムに、「所得・課税情報」が送信される。
- 4-④ 広域連合の標準システムでは、送信された「所得・課税情報」を点検し、疑義がある情報は除外する。 問題のない情報については、これを基に同システムの当該情報を更新する。
- 4-⑤ 広域連合の標準システムにおいて、保険料賦課の処理を行う。
- 4-⑥ 広域連合の標準システムに「保険料情報」が作成される。
- 4-⑦ 広域連合の標準システムから市町村の窓口端末に、「保険料情報」等を配信し、外付けカスタマイズシステムにて連携結果を通知する。 市町村で連携結果情報を確認し、除外やエラーとなっている場合は確認の上、必要に応じて情報を再作成・再送信する。
- 4-⑧ 市町村では、市町村の窓口端末から「保険料情報」等を、市町村システムに移入する。
- 4-(9) 市町村システムでは、移入された「保険料情報」等に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 4-⑩ 市町村システムでは、必要に応じて該当する通知書等を発行する。
- 4-⑪ 通知書等を交付する。

(2)保険料収納管理

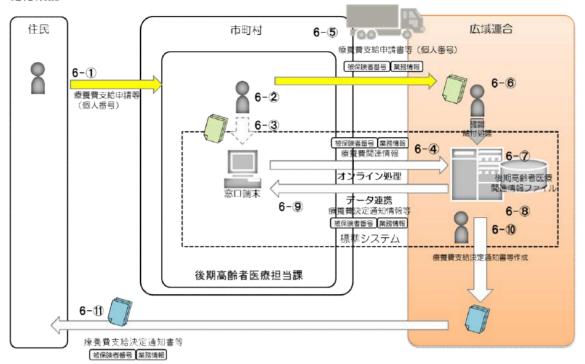


- 5-① 市町村で、保険料の徴収方法と納期を決定し、「特別徴収額通知書」や、「納付書」等の交付を行い、保険料の徴収を行う。 特別徴収の場合は、国保連合会を経由して年金保険者に対して徴収を依頼し、保険料の徴収を行う。
- 5-② 市町村システムにおいて、保険料の賦課及び徴収の実施状況に関するデータ管理を行う。
- 5-③ 市町村システムから、保険料収納に関する情報等を、市町村の窓口端末に移入する。
- 5-④ 市町村の窓口端末から、広域連合の標準システムに「期割情報」及び「収納情報」、「滞納者情報」が送信される。
- 5-⑤ 広域連合の標準システムでは、送信された「期割情報」及び「収納情報」、「滞納者情報」を点検し、疑義がある情報は除外する。 問題のない情報については、これを基に同システムの当該情報を更新する。
- 5-⑥ 広域連合の点検により除外された情報や、標準システムの整合性チェックでエラーとなった情報は、 外付けカスタマイズのデータ連携補助システムにて市町村にその結果を連絡する。
- 5-⑦ 市町村で連携結果情報を確認し、除外やエラーとなっている場合は確認の上、必要に応じて情報を再作成・再送信する。

なお2. 賦課・収納業務に付随する事務は以下の通り

・情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載する。

3. 給付業務

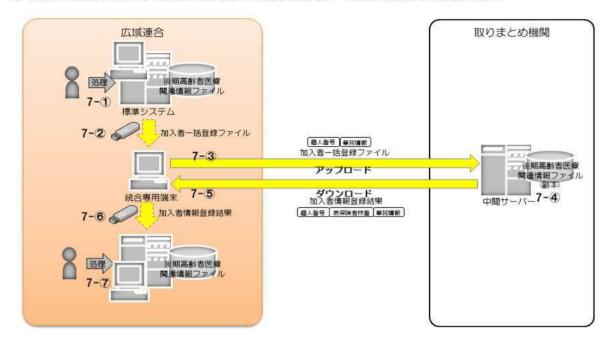


- 6-① 市町村の後期高齢者医療窓口において、被保険者から個人番号が記入された療養費支給申請に関する届出等を受け付ける。
- 6-② 市町村において、療養費支給申請書等に記載された個人番号の確認を行う。
- 6-③ 市町村の窓口端末で、個人番号で対象者を特定し、申請事項を登録する。
- 6-④ 市町村の窓口端末から、広域連合の標準システムに、「療養費関連情報」が送信される。
- 6-⑤ セキュリティ輸送便にて、市町村から広域連合に住民から受け付けた療養費支給申請書等を送付する。
- 6-⑥ 広域連合では市町村から送付された療養費支給申請書等と標準システムの登録内容を確認し、正しく情報が入力されているか点検する。
- 6-⑦ 広域連合の標準システムでは、送付された「療養費関連情報」に基づいて、同システムで療養費の支給判定処理を行う。
- 6-⑧ 広域連合の標準システムに「療養費支給決定通知情報」等が作成される。
- 6-⑨ 広域連合の標準システムから市町村の窓口端末に、「療養費決定通知情報」等を配信する。
- 6-⑩ 広域連合において、作成した「療養費支給決定通知情報」等を用い、療養費支給決定通知書等の作成を行う。
- 6-① 療養費支給決定通知書等を被保険者に交付する。

なお3. 給付業務に付随する事務は以下の通り

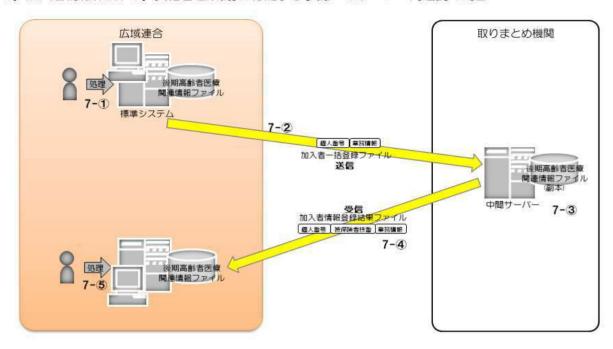
- ・中間サーバーへの給付関係情報の登録は、「5. 副本作成」に記載する。
- ・情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載する。

4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する事務) ※統合専用端末連携の場合



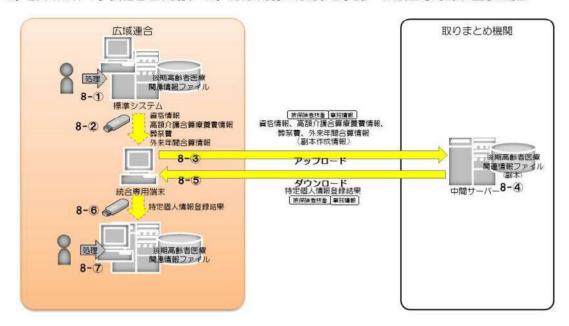
- 7-① 一括処理で被保険者及び世帯構成員等の個人情報を抽出し、加入者情報一括登録ファイルを作成する。
- 7-② 広域連合の標準システム端末で加入者情報ー括登録ファイルをダウンロードし、統合専用端末へ媒体で移送する。
- 7-③ 統合専用端末から中間サーバーへ加入者情報ー括登録ファイルをアップロードする。
- 7-④ 中間サーバーで加入者情報ー括登録ファイルの取込処理、及び被保険者枝番の生成処理が行われ、被保険者枝番及び処理結果が加入者情報登録結果ファイルに出力される。
- 7-⑤ 統合専用端末で加入者情報登録結果ファイルをダウンロードし、広域連合の標準システム端末へ媒体で移送する。
- 7-⑥ 広域連合の標準システム端末から標準システムに加入者情報登録結果ファイルをアップロードする。
- 7-⑦ 一括処理で加入者情報登録結果ファイルを取り込む。

4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する事務) ※サーバー間連携の場合



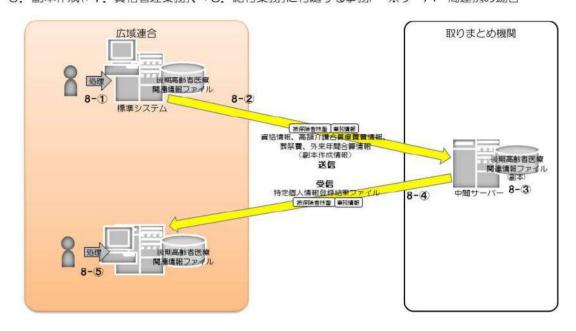
- 7-①一括処理で被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、加入者情報一括登録ファイルを作成する。
- 7-②標準システムから中間サーバーへ加入者情報ー括登録ファイルを送信する。
- 7-③中間サーバーで加入者情報一括登録ファイルの取込処理、及び被保険者枝番の生成処理が行われ、処理結果が加入者情報登録結果ファイルに出力される。
- 7-④中間サーバーから加入者情報登録結果ファイルを受信する。
- 7-⑤一括処理で加入者情報登録結果ファイルを取り込む。

5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務) ※統合専用端末連携の場合



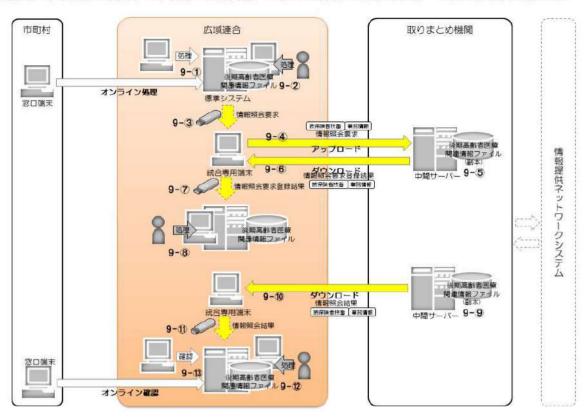
- 8-① 一括処理で被保険者の医療情報を抽出し、以下のインタフェースファイルを作成する。
 - ・資格情報登録ファイル
 - ・高額介護合算療養費情報登録ファイル
 - 葬祭費登録ファイル
 - ・外来年間合算情報ファイル
- 8-② 広域連合の標準システムから上記8-①のインタフェースファイルをダウンロードし、統合専用端末へ媒体で移送する。
- 8-③ 統合専用端末から中間サーバーへ上記8-①のインタフェースファイルをアップロードする。
- 8-④ 中間サーバーで上記8-①のインタフェースファイルの取込処理が行われ、処理結果が特定個人情報登録結果ファイルに出力される。
- 8-⑤ 統合専用端末で特定個人情報登録結果ファイルをダウンロードし、広域連合の標準システム端末へ媒体で移送する。
- 8-⑥ 広域連合の標準システム端末から標準システムに特定個人情報登録結果ファイルをアップロードする。
- 8-⑦ 一括処理で特定個人情報登録結果ファイルを取り込む。

5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務) ※サーバー間連携の場合



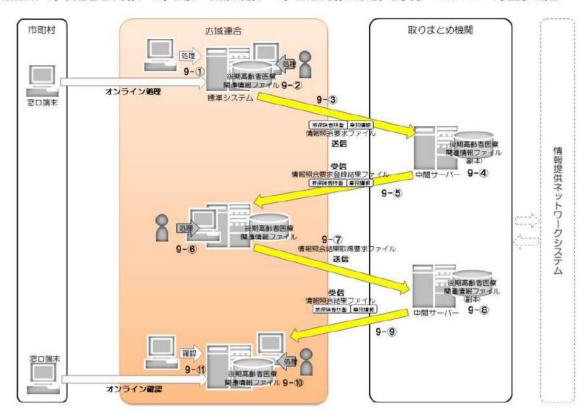
- 8-① 一括処理で被保険者の医療情報を抽出し、以下のインタフェースファイルを作成する。
 - ・資格情報登録ファイル
 - ・高額介護合算療養費情報登録ファイル
 - 葬祭費登録ファイル
 - ・外来年間合算情報ファイル
- 8-② 標準システムから中間サーバーへ特定個人情報ファイル(8-①で作成したファイル)を送信する。
- 8-③ 中間サーバーで特定個人情報ファイルの取込処理が行われ、処理結果が特定個人情報登録結果ファイルに出力される。
- 8-④ 中間サーバーから特定個人情報登録結果ファイルを受信する。
- 8-⑤ 一括処理で特定個人情報登録結果ファイルを取り込む。

6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務) ※統合専用端末連携の場合



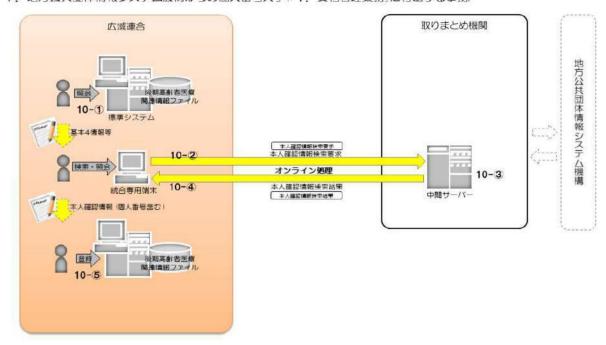
- 9-① 市町村の窓口端末や広域連合の標準システム端末からオンライン画面で情報照会要求を行う。
- 9-② 一括処理で情報照会要求ファイルを作成する。
- 9-③ 広域連合の標準システム端末で情報照会要求ファイルをダウンロードし、統合専用端末へ媒体で移送する。
- 9-④ 統合専用端末から中間サーバーへ情報照会要求ファイルをアップロードする。
- 9-⑤ 中間サーバーで情報照会要求ファイルの取込処理が行われ、処理結果が情報照会要求登録結果ファイルに出力される。
- 9-⑥ 統合専用端末で情報照会要求登録結果ファイルをダウンロードし、広域連合の標準システム端末へ媒体で移送する。
- 9-⑦ 広域連合の標準システム端末から標準システムへ情報照会要求登録結果ファイルをアップロードする。
- 9-⑧ 一括処理で情報照会要求登録結果ファイルを取り込む。
- 9-9 中間サーバーで情報照会結果ファイルが作成される。
- 9-⑩ 統合専用端末で情報照会結果ファイルをダウンロードし、広域連合の標準システム端末へ媒体で移送する。
- 9-⑪ 広域連合の標準システム端末から標準システムへ情報照会結果ファイルをアップロードする。
- 9-⑩ 一括処理で情報照会結果ファイルを取り込む。
- 9-(3) 市町村の窓口端末や広域連合の標準システム端末で、情報照会結果をオンライン画面から確認する。

6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務) ※サーバー間連携の場合



- 9-①市町村の窓口端末や広域連合の標準システムからオンライン画面で情報照会要求を行う。
- 9-②一括処理で情報照会要求ファイルを作成する。
- 9-③標準システムから中間サーバーへ情報照会要求ファイルを送信する。
- 9-④中間サーバーで情報照会要求ファイルの取込処理が行われ、処理結果が情報照会要求登録結果ファイルに出力される。
- 9-⑤中間サーバーから情報照会要求登録結果ファイルを受信する。
- 9-⑥一括処理で情報照会要求登録結果ファイルを取り込む。
- 9-⑦一括処理で情報照会結果取得要求ファイルを作成し、中間サーバーへ送信する。
- 9-⑧中間サーバーで情報照会結果ファイルが作成される。
- 9-⑨中間サーバーから情報照会結果ファイルを受信する。
- 9-⑩一括処理で情報照会結果ファイルを取り込む。
- 9-⑪市町村の窓口端末や広域連合の標準システムで、情報照会結果をオンライン画面から確認する。

7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手(1. 資格管理業務)に付随する事務)



- 10-① 広域連合の標準システム端末で、本人確認情報検索の対象となる被保険者等を検索し、当該者の基本4情報等を確認する。
- 10-② 統合専用端末に、上記10-①で確認した基本4情報等を入力し、地方公共団体情報システム機構へ本人確認情報を要求する。
- 10-③ 支払基金は上記10-②で照会要求のあった本人確認情報を地方公共団体情報システム機構に照会し、照会結果を統合専用端末へ送信する。
 - 10-④ 統合専用端末で、(個人番号を含む。)本人確認情報を確認する。
 - 10-⑤ 広域連合の標準システムから、当該者の本人確認情報を入力して、後期高齢者医療関連情報ファイルを更新する。

(備考)

※宛名番号、世帯番号、被保険者番号について

宛名番号及び世帯番号は、各市町村がそれぞれ設定している既存の番号であり、広域連合は構成市町村のそれぞれの宛名番号及び世帯番号を市町村コードとともに保有・管理している。宛名番号及び世帯番号で管理している情報は、主に住民基本台帳関係の情報 や資格の得喪に関する情報である。

被保険者番号は各広域連合がそれぞれ設定している既存の番号であり、市町村は所属している広域連合の被保険者番号を保有・管理している。被保険者番号で管理している情報は、主に資格の内容や保険料の賦課・徴収、給付に関する情報である。 広域連合及び市町村は、宛名番号、世帯番号、被保険者番号をそれぞれ個人番号と紐付けして保有・管理している。

※オンライン処理について

オンライン処理とは、市町村に設置された市町村の窓口端末のWebブラウザに表示される広域連合の標準システムの画面を経由して、被保険者からの申請情報の登録、保険料台帳の内容確認、各業務の帳票出力等に使用し、広域連合の標準システムを画面操作することを指す。

※セキュリティ輸送便について

セキュリティ輸送便は、個人情報等が記載された書類を広域連合と市町村間で安全に搬送するためのものであり、GPSで追跡可能な専用車両を用いる。

※基本4情報等

基本4情報で個人番号を入手するケースに加え、個人番号で基本4情報を入手するケースを含む。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

後期高齢者医療関連情報ファイル

区为10部市区区区区产177			
2. 基本情報			
①ファイルの種類 ※	<選択肢> [システム用ファイル] 1)システム用ファイル 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)		
②対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
③対象となる本人の範囲 ※	1. 被保険者:高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者(65歳に到達し被保険者となり得る者を含む) 2. 世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者 3. 過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者		
その必要性	被保険者資格の管理(高齢者の医療の確保に関する法律第50条等)、一部負担割合の判定(高齢者の 医療の確保に関する法律第67条等)や保険料の賦課(高齢者の医療の確保に関する法律第104条等)等 の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む)とその被保険者が属する世帯構成員 の所得等の情報を管理する必要があるため。 また、65歳に到達し被保険者となり得る者をあらかじめ対象とすることにより、被保険者の資格取得 (障害認定申請)手続きを簡素化し、75歳年齢到達時の対象者の把握漏れ等の事務処理誤りを防止す るため。		

④記録される項目		く選択肢> [100項目以上 3) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	 ・識別情報 [〇]個人番号
		[〇] 医療保険関係情報 [○] 児童福祉・子育て関係情報 [〇] 障害者福祉関係情報 [〇] 介護・高齢者福祉関係情報
		[]雇用・労働関係情報 []年金関係情報 []学校・教育関係情報 []災害関係情報 []その他 ()
	その妥当性	1. 個人番号 対象者を正確に特定するために記録するもので、番号法第9条及び別表第一第59号により利用可。 2. その他識別情報(内部番号) (1) 宛名番号・世帯番号 住民基本台帳や資格に関する情報を管理するために記録するもの。 (2) 被保険者番号 資格や保険料の賦課・徴収、給付に関する情報を管理するために記録するもの。 3. 基本4情報、連絡先 被保険者について、通知及び照会を行うために記録するもの。 4. その他住民票関係情報 資格管理に関する事務を行うために記録するもの。 5. 地方税関係情報 保険料賦課・徴収に関する事務を行うために記録するもの。 6. 健康・医療関係情報 給付に関する事務を行うために記録するもの。 7. 医療保険関係情報 資格管理に関する事務を行うために記録するもの。 8. 障害者福祉関係情報 障害認定に関する事務を行うために記録するもの。 9. 生活保護・社会福祉関係情報 適用除外に関する事務を行うために記録するもの。 10. 介護・高齢者福祉関係情報 高額医療・高額介護合算療養費に関する事務を行うために記録するもの。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開	始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署		管理課·給付課

3. 特定個人情報の入手・使用		
	[]本人又は本人の代理人	
	[]評価実施機関内の他部署 ()	
	[]行政機関・独立行政法人等 ()	
①入手元 ※	[〇]地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村、地方公共団体情報システム機構)	
	[]民間事業者 ()	
	「医療保険者又は広域連合」、「高齢者の医療の確保に関する法律第57条 [〇]その他 (第1項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、「) 共済組合」	
	[O]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ	
@1 #+:+	[]電子メール [〇]専用線 []庁内連携システム	
②入手方法	[〇]情報提供ネットワークシステム	
	[O] その他 (LGWAN、住民基本台帳ネットワークシステム	
	1. 広域連合は市町村から以下の特定個人情報を入手する。	
	(1)資格管理業務 ア 被保険者資格に関する届出 転入時等に市町村窓口において、被保険者となる住民より入手した届出情報。 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に届出のある都度入手。 イ 住民基本台帳情報 対象となる本人の住民基本台帳情報(世帯単位)。 個人番号の付番・通知日(平成27年10月5日)以後に準備行為として一括で入手。 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は、頻度は日次。 ウ 住登外登録情報 対象となる本人の住民登録外登録情報(世帯単位)。 個人番号の付番・通知日(平成27年10月5日)以後に準備行為として一括で入手。 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は、頻度は日次。	
③入手の時期・頻度	(2) 賦課・収納業務 ア 所得・課税情報 後期高齢者医療の被保険者の保険料及び一部負担割合算定に必要な情報。 頻度は月次および随時。 イ 期割情報 市町村が実施した期割保険料の情報。頻度は日次。 ウ 収納情報 市町村が収納及び還付充当した保険料の情報。頻度は日次。 エ 滞納者情報 市町村が管理している保険料滞納者の情報。頻度は日次。	
	(3)給付業務 ア療養費関連情報等 市町村で申請書等を基に作成した療養費情報等。頻度は随時。 2. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号の入手 統合専用端末で中間サーバーを介して地方公共団体情報システム機構に即時照会して入手する。	
	頻度は随時。 3. 情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報の入手 医療保険者等以外の情報保有機関へ支払基金を介して情報照会を依頼する。 頻度は随時。	

- 1. 入手する根拠
- (1) 広域連合が構成市町村の窓口業務担当部署から情報を入手する根拠
- ア 住民基本台帳情報

高齢者の医療の確保に関する法律第48条、地方自治法第292条

イ 住民基本台帳情報以外の情報

高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第138条、地方自治法第292条

- (2)構成市町村の窓口業務担当部署が市町村内の他の部署から情報を入手する根拠
- ア 住民基本台帳情報

住民基本台帳法第1条

- イ_住民基本台帳情報以外の情報
- 番号法第9条第2項に基づく条例
- (3)地方公共団体情報システム機構から個人番号を入手する根拠 住民基本台帳法第30条の9
- (4)情報提供ネットワークシステムから特定個人情報を入手する根拠 番号法第19条8号及び同法別表第二項番80、81

広域連合と市町村は別の機関であるが、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日府番第27号、総行住第14号、総税市第12号)の記の2により、窓口業務を構成市町村に残しその他の審査・認定業務等を広域連合が処理する場合等については、同一部署内での内部利用となると整理されている。このため、広域連合が構成市町村の窓口業務担当部署から情報を入手することは、同一部署内での内部利用となる。なお、窓口業務担当部署から入手する情報は、法令に基づき窓口業務担当部署が市町村内の他の部署から適切に入手した情報となっている。

- 2. 入手の時期・頻度の妥当性
- (1)資格管理業務
- ア 被保険者資格に関する届出

市町村窓口において申請者に被保険者証等を交付する必要があるため届出のある都度。

イ 住民基本台帳情報

住民異動が日々発生し、被保険者資格に反映する必要があるため日次。

ウ 住登外登録情報

被保険者に関する住民異動が日々発生し、最新の住所等を被保険者資格に反映する必要があるため日次。

④入手に係る妥当性

(2)賦課・収納業務

ア 所得・課税情報 個人住民税の異動に関する賦課が月次で行われ、最新の所得等を保険料に反映させる必要がある ため月次。また、世帯の住基異動があった場合には所得等を併せて反映させる必要があるため随時。

イ 期割情報

被保険者資格に関する異動が日々発生し、被保険者資格を喪失した者について、未到来納期分の保険料を速やかに精算する必要があるため日次。

ウ 収納状況

保険料に関する納付等の収納事務が日々発生するため日次。

工 滞納者情報

保険料に関する納付等の収納事務が日々発生し、保険料の納付によって滞納者でなくなったことを滞納者情報に反映する必要があるため日次。

			(3) 給付業務 ア 療養費関連情報等 療養費等の申請は日々発生するため随時。 3. 入手方法の妥当性 電子での入手はLGWANを用いて行う。中央省庁と地方公共団体のみが利用する情報通信基盤である ため、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化や侵入検知機能と併せて 通信内容の漏えいや盗聴及び不正アクセスに対するリスクが低い。 紙での入手はセキュリティ輸送便を用いて行う。機密書類を搬送するための専用車両を用いており、 輸送ケースと車両の両方にGPSによる追跡機能等があるため、盗難や紛失にかかるリスクが低い。 4. 地方公共団体情報システム機構から個人番号の入手に係る妥当性 広域連合が構成市町村の窓口業務担当部署から入手ができない個人番号は、住民基本台帳法第30 条の9の規定に基づき、支払基金を介して、地方公共団体情報システム機構から入手する。 入手の時期や頻度は、統合専用端末で中間サーバーを介して即時照会するため、随時。 5. 情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報入手に係る妥当性 広域連合は番号法別表第二項番80、81の規定に基づき、統合専用端末連携またはサーバー間連携を利用し、中間サーバーを介して医療保険者等以外の情報保有機関に情報照会の依頼を行うことにより、特定個人情報を入手する。 入手の時期や頻度は、医療保険者等以外の情報保有機関に対し、情報照会依頼を行う事務が発生する都度であるため、随時。
⑤本人への明示		:	1. 高齢者の医療の確保に関する法律第138条に情報提供に関する規定があり、番号法第14条に個人番号の提供に関する規定がある。 2. 被保険者等に対する個人番号を取得するにあたっては、あらかじめ以下の内容を本評価書上にて示している。 (1)資格履歴管理事務において、国保連合会から委託を受けた国保中央会に個人番号を提供し、国保中央会が個人番号を管理すること。 (2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務において、支払基金が機関別符号を入手、管理すること、及び支払基金が情報提供等記録を生成、管理すること。 (3)本人確認事務において、支払基金に個人番号を提供すること。
⑥使用目的 ※			被保険者資格の管理(高齢者の医療の確保に関する法律第50条等)、一部負担割合の判定(高齢者の医療の確保に関する法律第67条等)や保険料の賦課(高齢者の医療の確保に関する法律第104条等)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報を管理する必要があるため、個人番号を標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)と紐付けて必要な情報の検索・参照を行うことに使用する。また、資格認定や給付決定等の審査事務に他の情報保有機関の情報が必要なとき、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会を行い、取得した情報を被保険者枝番と紐付けた標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)で当該被保険者の申請情報と照合・確認することに使用する。
	変更0	D妥当性	
		使用部署	管理課·給付課
⑦使用の	主体	使用者数	<選択肢>

1 資格管理業務

(1)被保険者証等の交付申請

市町村窓口において、住民から被保険者資格に関する届出を受け付け、個人番号等の確認を行った 後に市町村の窓口端末に入力する。

市町村の窓口端末への入力後は、広域連合の標準システムにおいて即時に受付・審査・決定が行わ れるので、市町村の窓口端末から被保険者証等を発行し交付する。

(2) 住民基本台帳等の取得

市町村の住基システムから抽出された被保険者や被保険者の世帯員及び年齢到達予定者等の住民 票の異動に関する情報を、市町村の窓口端末のデータ連携機能を用いて広域連合の標準システムへ 送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。

(3)被保険者資格の異動

広域連合の標準システム内に蓄積されている住民に関する情報から、年齢到達者等を抽出し、被保 険者資格に関する審査・決定を行う。また、広域連合の標準システムより被保険者情報等を市町村の窓 口端末へ配信し、市町村の窓口端末から同データを移出して、市町村システム内に移入することで、市 町村システムにおいても同情報を管理する。

2. 賦課・収納業務

(1)保険料賦課

個人住民税に関するデータを、市町村の地方税システムから移出し、市町村の窓口端末のデータ連携 機能を用いて広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。

広域連合の標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報データを市町村の 窓口端末に配信し、市町村の窓口端末から同データを移出して、市町村システム内に移入し、市町村で は当該住民に賦課決定通知書等で通知する。

(2)保降料収納

市町村システムでは、保険料に関する徴収方法と納期を決定し、特別徴収の場合は年金保険者に徴 収依頼を実施するとともに当該住民には特別徴収額通知書等で通知、普通徴収の場合は当該住民に 納付書等を送付し、特別徴収や普通徴収に関する収納管理を行う。

また、保険料収納に関する情報等に関するデータを移出し、市町村の窓口端末のデータ連携機能を用 いて広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。

3. 給付業務

市町村窓口において、住民からの療養費支給申請書等に関する届出を受け付け、その届出内容を市 町村の窓口端末に入力する。

広域連合の標準システム内では、当該情報の他にレセプト情報等を管理しており、それらを用いて療 養費支給の認定処理を行い、療養費支給決定通知情報等を作成、市町村に配信し情報提供を行う。 その後、広域連合から当該住民に対して療養費支給決定通知書等を交付する。

4. 情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報入手

個人番号を標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)と紐付けて必要な情報の検索・参照 を行うことに使用する。

また、資格認定や給付決定等の審査事務に他の情報保有機関の情報が必要なとき、中間サーバーを 通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会を行い、取得した情報を被保険者枝番と紐付けた標準 システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)で当該被保険者の申請情報と照合・確認することに使 用する。

1. 被保険者からの申請等を受け付ける場面において、申請書に記載された情報と広域連合で管理す る被保険者資格等の情報を突合することにより、個人番号を用いて個人と業務データの正確な紐付けを 個人番号で行う。

情報の突合 ※

2. 同一広域連合内である市町村から他の市町村に転居した場合に、転居先の市町村から入手した住 民基本台帳等の情報と広域連合で管理する被保険者資格等の情報を突合することにより、個人番号を 用いて同一人の名寄せを行う。

3、資格認定や給付決定の審査事務で必要な情報を、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシス テムで他の情報保有機関に情報照会を行い、取得した情報は、被保険者枝番と紐付けた標準システム の識別番号(宛名番号、被保険者番号)で該当被保険者の申請情報と突合する。

情報の統計分析

・個人に着目した分析・統計は行わず、資格取得、喪失等の集計や統計のみを行う。

権利利益に影響を 与え得る決定 🤌

被保険者資格決定、保険料賦課額決定、給付金決定

9使用開始日

⑧使用方法 ※

平成27年10月5日

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] < < 2) 委託しない (7) 件 ((7) 件 () (()) ()	
委託	事項1	電算システムの運用保守	
①委詰	托内容	標準システム及び外付けカスタマイズシステムの運用および保守	
U	ひいを委託する特定個 ファイルの範囲	<選択肢> (選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	「Ⅱ2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
	その妥当性	標準システム及び外付カスタマイズシステムを安定的に稼働させるためには運用及び保守業務を専門 的知識・技術を有する外部の事業者に委託する必要があり、またこの業務においては、特定個人情報 ファイルに含まれる全ての者の情報を取り扱うため。	
③委託先における取扱者数		<選択肢>	
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [〇] その他 (データセンター及び広域連合事務局サーバ室でのシステムの直接操作)	
⑤委訓	氏先名の確認方法	愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の規定に基づき確認が可能	
⑥委 語	£先名		
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない	
再委託	⑧再委託の許諾方法	委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力等及びその他広域連合のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を承認する。	
	⑨再委託事項	1. 標準システム及び外付けカスタマイズシステムの運用業務の一部 2. 標準システム及び外付けカスタマイズシステムの保守業務の一部	

委託	委託事項2~5		
委託事項2		電算システムの改修(カスタマイズ)	
①委託内容		制度改正や標準システムヴァージョンアップ等に伴い必要となる外付けカスタマイズシステムの改修	
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢>	
	対象となる本人の数	<選択肢>	
	対象となる本人の 範囲 ※	「Ⅱ2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
	その妥当性	外付カスタマイズシステムの改修業務を適切に行うためには専門的知識・技術を有する外部の事業者に委託する必要があり、またこの業務においては、特定個人情報ファイルに含まれる全ての者の情報を取り扱うため。	
③委言	£先における取扱者数	<選択肢>	
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ []紙 [〇] その他 (データセンター及び広域連合事務局サーバ室でのシステムの直接操作)	
⑤委訂	£先名の確認方法	愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の規定に基づき確認が可能	
⑥委 詞		_	
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない	
再委託	⑧再委託の許諾方法	委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力等及びその他広域連合のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を承認する。	
	9再委託事項	外付けカスタマイズシステムの改修業務の一部	

委託事項3		データ入力等業務
①委託内容		 市町村から提出された申請書等の記載内容点検 標準システムの入力内容点検 標準システムへのデータ入力 その他付随する業務(申請書整理、文書作成等)
	及いを委託する特定個 はファイルの範囲	<選択肢> (選択肢> (選択肢> (事実) 1)特定個人情報ファイルの全体 (事業) 2)特定個人情報ファイルの一部 (事業) 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	「Ⅱ2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
	その妥当性	特定個人情報の正確性を確保するために申請書等やオンライン入力内容を全件確認する必要があるが、作業量が膨大であるため外部の事業者に委託する必要があり、またこの業務においては、特定個人情報ファイルに含まれる全ての者の情報を取り扱うため。
③委託先における取扱者数		<選択肢>
	托先への特定個人情報 ルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [] [O] その他 (広域連合事務局執務室内での直接操作]
⑤委詞	托先名の確認方法	ホームページの公告物(入札結果)で公表している
⑥委託先名		パーソルテンプスタッフ株式会社
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない
委託	⑧再委託の許諾方法	
	9再委託事項	

委託事項4		中間サーバーにおける資格履歴管理事務
①委託内容		個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢>
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	「Ⅱ2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
	その妥当性	1. 広域連合における資格履歴を管理するため。 2. オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため。
③委言	それにおける取扱者数	<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[O] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑤委 i		中間サーバーの運営の仕組みとして、本評価書上の「I2.システム3中間サーバー②システムの機能」等で明示している。
⑥委 言		愛知県国保連合会(愛知県国保連合会は、国保中央会に再委託する)
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	委託先の愛知県国保連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他広域連合が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、愛知県国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 1. ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること2. セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること3. 日本国内でのデータ保管を条件としていること4. 上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有に管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する。日本の大学に対して、2006を15年で、20
	⑨再委託事項	び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 中間サーバーにおける資格履歴管理事務の全て

委託事項5		中間サーバーにおける情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務
①委託内容		情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会・情報提供、情報照会・情報提供、およびオンライン 資格確認システムで管理している情報との紐づけを行うために必要となる機関別符号の取得及び管理
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> (選択肢> (選択肢> (事実験を関係) (1) 特定個人情報ファイルの全体 (2) 特定個人情報ファイルの一部 (2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢>
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	「Ⅱ2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
	その妥当性	広域連合と情報提供ネットワークシステムおよびオンライン資格確認システムとの対応窓口を、 支払基金に一本化するため。 また、広域連合の機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。
③委託先における取扱者数		<選択肢> [10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[O] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑤委託先名の確認方法		中間サーバーの運営および情報照会・提供の仕組みとして、本評価書上の「I 2. システム3中間サーバー②システムの機能」や「I 6. ②法令上の根拠」等で明示している。
⑥委託先名		社会保険診療報酬支払基金
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託		委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他広域連合が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。
	⑧再委託の許諾方法	運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 1. ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること 2. セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること 3. 日本国内でのデータ保管を条件としていること 4. 上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。
		運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑨再委託事項	中間サーバーの運用・保守業務

委託事項6~10				
委託事項6		中間サーバーにおける本人確認事務		
①委託内容		地方公共団体情報システム機構から住民基本台帳ネットワークシステムを使用した個人番号取得及び 本人確認情報の取得		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部		
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
	対象となる本人の 範囲 ※	「Ⅱ2. ③対象となる本人の範囲」と同じ		
	その妥当性	広域連合と地方公共団体情報システム機構との対応窓口を、支払基金に一本化するため。		
③委託先における取扱者数		<選択肢>		
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[O] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [] その他 ()		
⑤委託先名の確認方法		中間サーバーの運営の仕組みとして、本評価書上の「I 2. システム3中間サーバー②システムの機能」等で明示している。		
⑥委託先名		社会保険診療報酬支払基金		
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない		
再委託	⑧再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、 再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への 立ち入り調査に係る要件、その他広域連合が求める情報について記載した書面による再委託申請及び 再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金 と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、 決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。		
	9再委託事項	中間サーバーの運用・保守業務		
委託事項7		標準システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務		
①委託内容		標準システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、パッチ検証等)及びシステム運用 事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のインフラ復旧等)		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部		
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
	対象となる本人の 範囲 ※	「Ⅱ2. ③対象となる本人の範囲」と同じ		
	その妥当性	システム全体に係る運用・保守等を適切に実施するためには、専門的かつ高度な知識・技術を有する者にファイル全体の取扱いを委託する必要がある。 クラウド環境の場合、受託者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解した上で、システム運用・保守を適切に行う必要がある。		

③委託先における取扱者数		<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [O] その他 (システム直接操作)
⑤委託先名の確認方法		委託先名は調達関係情報として当広域連合のWebサイトに公開する。
⑥委託先名		国民健康保険中央会
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	委託先の国民健康保険中央会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当広域連合が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、国民健康保険中央会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。 標準システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 1. ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していることとセキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること。セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること 3. 日本国内でのデータ保管を条件としていること 4. 上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 5. クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 標準システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑨再委託事項	標準システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)				
提供・移転の有無	[O]提供を行っている (16)件 [O]移転を行っている (1)件			
龙 /	[]行っていない			
提供先1	番号法第19条第8号 別表第二に定める各情報照会者(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)			
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の各項(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)			
②提供先における用途	番号法第19条第8号 別表第二に定める各事務(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)			
③提供する情報	番号法第19条第8号 別表第二に定める各特定個人情報(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参 照)			
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	1. 被保険者:高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者のうち個人番号を有するもの 2. 過去に被保険者であった者のうち個人番号を有するもの			
⑥提供方法	[O]情報提供ネットワークシステム [O]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ()			
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度			

移転先1	市町村
①法令上の根拠	「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」 (平成27年2月13日付け 府番第27号・総行住第14号・総税市第12号 内閣府大臣官房番号制度担当参 事官・総務省自治行政局住民制度課長・自治税務局市町村税課長通知)の「2 構成地方公共団体の事 務の一部を共同処理する場合について」において、広域連合と市町村との情報の授受は内部利用に当 たるとされているが、当評価書上では便宜上「移転」の欄に記載している。
②移転先における用途	市町村において、後期高齢者医療制度に関する保険料に関して、徴収方法を決定し、特別徴収の場合は年金保険者に徴収を依頼し、普通徴収の場合は納期限を定め普通徴収を実施する。また、住民へは保険料決定通知書や納付書等により賦課・徴収に関する通知、窓口への問い合わせ対応を行う。
③移転する情報	1. 資格管理業務 (1)被保険者情報 後期高齢者医療の被保険者情報等 (2)被保険者証発行用情報(被保険者証に関する情報) 被保険者証、短期被保険者証、資格証明書発行用の情報等 (3)住所地特例者情報 住所地特例者の情報等 2. 賦課業務 (1)保険料情報 保険料算定結果の情報及び賦課計算の基となる情報等 3. 給付業務 (1)療養費決定通知情報 療養費決定通知に関する窓口対応に必要な情報と宛名情報等
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	1. 被保険者:高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者 2. 過去に被保険者であった者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [O] その他 (LGWAN))
⑦時期·頻度	1. 資格管理業務 (1)被保険者情報 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後。頻度は日次。 (2)被保険者証発行用情報(被保険者証に関する情報) 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後。頻度は日次。 (3)住所地特例者情報 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後。頻度は月次 2. 賦課業務 (1)保険料情報 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後。頻度は月次。 3. 給付業務 (1)療養費決定通知情報 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後。頻度は月次。

6. 特定個人情報の保管・消去

- 1. 標準システムにおける保管
- (1)標準システムは、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する。設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。
 - ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること
 - ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること
 - ・日本国内でのデータ保管を条件としていること
- ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。
- ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。
- (2)特定個人情報は、標準システムのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
- (3)電子記録媒体は、適切に管理された鍵にて施錠可能な場所に保管し、利用の際には都度、媒体管理簿に記入する。
- 2. 外付けカスタマイズシステムにおける保管 1の標準システムと同様である。
- 3. ファイルサーバにおける保管

データセンター内のサーバ機器のユーザ利用領域(ファイルサーバ)は事務局執務室内の業務端末 (広域連合事務局で利用する標準システム及び外付けカスタマイズシステムのオンライン端末)からアク セス可能であるが、その中で特定個人情報が保存されている領域はユーザの権限によるアクセス制限 がされており、許可された者以外はアクセスすることができない。また、ユーザ利用領域に保管されてい る特定個人情報についてアクセスログを取得している。

4. 遠隔地におけるバックアップデータの保管

3のデータについて、広域災害の発生に備え、バックアップデータを遠隔地で保管している。 保管にあたっては、立地条件(距離と被災リスク等)、保管庫の条件(耐震、耐火、防犯・セキュリティ設備、自家発電設備等)、保管状況の条件(温度管理、湿度管理、防塵、入退室管理等)、搬送条件(車両の盗難防止設備、GPSによる追跡等)を考慮し、必要な条件を満たす環境で実施を行っている。

5. 紙媒体の保管

申請書等の紙媒体については、施錠可能な保管庫及び倉庫で保管している。

6. 中間サーバーにおける保管

中間サーバーは、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する。設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。

- (1)ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること
- (2)セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること
- (3)日本国内でのデータ保管を条件としていること
- (4)上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。

①保管場所 ※

	期間	<選択肢>
②保管期間	その妥当性	 標準システムにおける保管 高齢者の医療の確保に関する法律により平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険料賦課額を滅額更正出来るとされているため、事務に必要な期間、保管することとしている。 外付けカスタマイズシステムにおける保管保管期間は1の標準システムと同様である。 遠隔地におけるバックアップデータの保管バックアップデータであるため、最長3か月間保管している。 紙媒体の保管申請書等の紙媒体に記載された情報で、標準システムに登録済みのものについては、確認が必要な場合を想定し、最大10年間を保存期間としている。 中間サーバーにおける保管期間(1)中間サーバー内の委託区画ファイル及び副本区画ファイルに保存される情報については、被保険者が広域連合で資格を喪失した時点から、照会条件として指定される範囲及び情報連携で副本を提供する可能性のある年(最長5年間)まで保管する。(2)情報提供等記録項目については、7年間保管する。(3)本人確認項目については、個人番号を利用するために一時的に格納されるものであるためその保管期間は1年を超えることはない。
3消去方法		1. 標準システムにおける措置 (1)保管期間経過後は、システムから適切に消去等を行い、消去等に係る記録を作成し、管理する。 (2)データの復元がなされないよう、クラウド事業者においてISO/IEC27001に準拠した廃棄プロセスを確保していること。 (3)廃棄プロセスの適切な実施について、第三者の監査機関による監査を受け、その内容を確認できること。 2. 外付けカスタマイズシステムにおける措置 1の標準システムと同様である。 3. ファイルサーバにおける措置 事務に必要な期間が経過した時点で消去する。またサーバ機器等の故障や交換等の場合は、情報の読み取りを防止するため、外部事業者による物理的破壊または専用ソフト等を用いた完全消去を実施し、その証明書の提出を義務付けている。 4. 遠隔地におけるバックアップデータの措置 3か月ごとに最新のデータに上書き更新を行う。 5. 紙媒体の措置 シュレッダー又は溶解処理を行う。 6. 取りまとめ機関が定める統合専用端末の運用における措置 保管期間経過後は、中間サーバーから適切に廃棄等を行う。 使用済みの電子記録媒体を廃棄する場合には、シュレッダーで粉砕する。

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 個人番号管理情報 <資格関連情報> <賦課·収納関連情報> ·宛名番号 賦課世帯管理 住民基本台帳情報 •被保険者番号 外国人登録情報 所得情報 ·個人番号 •被保険者枝番 住登外登録情報 資格異動ログ 混合世帯情報 減額対象所得判定情報管理 障害認定申請情報 所得情報照会結果管理 負担区分判定対象情報 所得情報照会結果管理明細 個人異動情報 宛名番号 適用除外者情報 <給付関連情報> 被保険者 給付記録管理 被保険者世代管理 葬祭費(その他) 被保险者履歴 高額療養費支給管理 特別療養費支給 老人保健情報 負担区分根拠情報 給付制限個人管理 基準収入額申請世帯情報 高額療養費清算管理 負担区分一時記憶WK エラーレセプト 個人情報変更履歴情報 再審査レセプト 負担区分判定登録抑止対象情報 当月レセプト 扶養控除候補者情報 療養費支給 マイナンバー設定候補者WK 被保険者月別資格日数 高額介護合算療養費等支給申請書情報 国保住所地特例者情報 外来年間合算支給申請書情報 住民基本台帳情報(清音化) 外国人登録情報(清音化) 高額療養費計算WK 住登外登録情報(清音化) 個人番号管理情報(個人情報) <共通情報> 稼働ログ管理 選択管理 メモ管理 <情報連携関連項目> 加入者情報管理(判定対象情報) 加入者情報管理(個人情報) <情報連携関連情報> 副本管理(判定対象情報) 加入者情報管理(個人情報) 副本管理(資格情報) 被保険者枝番 加入者情報管理(システム基本情報) 副本管理(高額介護合算療養費情報) 情報照会要求管理 副本管理(葬祭費) 情報照会状況管理 副本管理(自己負担額証明書(外来年間 合算)情報) 副本管理(自己負担額証明書(高額介護 合算療養費)情報) <共通情報> 副本管理(メッセージ情報) 稼働ログ管理

被保障者番号

<資格関連情報> **暗宝韧定由**譜情報 個人異動情報 適用除外者情報 被保険者 被保険者世代管理

被保険者履歴 証発行管理 送付先情報 負担区分世帯番号情報

負担区分根拠情報 一部負扣金減免由請情報 標進負扣額減額認定情報 標準負担額減額入院情報 特定疾病認定申請情報 負担区分一時記憶WK 過去被保険者番号情報

加入保険者情報

被扶養者障害特定疾病証明書情報 個人情報変更履歴情報

短期証資格証候補者情報 追加情報該当者 参昭用負扣区分情報 扶養控除候補者情報 限度額適用申請情報 被保険者(清音化) 被保険者履歴(清音化)

基準収入額申請世帯情報 個人番号管理情報(被保険者情報) 個別事情管理(加入者基本情報) 個別事情管理(加入者制御情報)

証交付不要申請管理

<共通情報> 稼働ログ管理 選択履歴 メモ管理

<賦課・収納関連情報>

賦課世帯管理 市町村別賦課情報 所得情報 保险料減免管理情報 賦課対象情報

実態調査用被保険者番号管理

資格異動ログ 期割収納情報 収納履歴 滞納情報 徴収猶予 徴収猶予内訳 期割収納削除情報 山納削除履歴 滞納削除情報 徴収猶予削除

徵収猶予内訳削除 減額対象所得判定情報管理

所得課税情報医療費収集用被保険者番号

<情報連携管理情報> 加入者情報管理(資格情報) 加入者情報管理(判定対象情報) 情報照会要求管理

副本管理(判定対象情報) 副本管理(資格情報)

副本管理(高額介護合算療養費情報) 副本管理(葬祭費)

副本管理(自己負担額証明書(外来年間合 算)情報)

副本管理(自己負担額証明書(高額介護合

算療養費)情報) 加入者情報管理(加入者制御情報) 加入者情報管理(加入者資格情報)

加入者情報管理(被保障者証等情報) 加入者情報管理(限度額適用認定証調達

情報) 加入者情報管理(特定疾病療養受療証情

報)

<給付関連情報> 給付記録管理 高額療養費支給 葬祭費(その他) 高額療養費支給管理 特別療養費支給 口座

給付制限個人管理 給付制限レセプト管理 高額療養費清質管理 エラーレセプト 支給管理 高額該当管理

再審査レセプト 当月レセプト 療養費支給

被保険者月別資格日数 レセプト負担区分管理

高額介護合質療養費等支給申請書

情報

自己負担額証明情報

高額療養費特別支給金支給管理 特定医療費等連絡対象者管理 医療費通知発行申請管理 突合レセプト増減情報 突合査定結果情報

後発医薬品差額通知送付情報 給付制限追加情報

一定点数超過管理セットアップ

一定占数超過管理

第三者行為求償連携管理 外来年間合算支給申請書情報 外来年間合算自己負担額情報 外来年間合算計算結果情報 外来年間合算計算結果内訳情報 高額介護合算計算結果情報 高額介護合算計算結果内訳情報

高額療養費計算WK 高額該当負担区分WK 他具公费思計WK

<情報提供等記録項目>

処理番号 処理番号の枝番 事務名称 事務手続名称 情報照会者部署名称 情報提供者部署名称 提供の求めの日時 提供の日時

特定個人情報名称 不開示コード 過誤事由コード 被保険者枝番

<本人確認項目> その他条件 履歴情報 その他条件 消除者 その他条件 異動事由 主たる照会条件

事務区分(住基法) 事務区分(番号法) 住所

住所(大字以降)

住民区分 個人番号 利用事由 変更状況 市町村コー 市町村名

性別 情報表示 氏名 氏名かな 券面記載の氏名 券面記載の氏名かな

券面記載氏名が通称名の場合の本名等 券面記載氏名が通称名の場合の本名かな 照会対象期間終了年月日

照会対象期間開始年月日 照会対象期間(照会基準日) 生存状況 牛年月日 異動事由

卑動 日日 異動有無

要求レコード番号

<共诵情報> 稼働ログ管理 選択履歴 メモ管理

※中間サーバーに保存される「委託区 画ファイル」、「副本区画ファイル」は、 基幹システムで扱う特定個人情報ファ イル(後期高齢者医療関連情報ファイ ル)の副本であることから、一体のもの として評価を行っている。

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

後期高齢者医療関連情報ファイル

リスクへの対策は十分か

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 【市町村(本人)から個人番号を入手する場合の措置】 1. 入手元は、市町村の窓口端末(標準システムのオンライン端末)及びセキュリティ輸送便に限定され ている。 2. 標準システムのオンラインで情報を入手する場合は、市町村職員がオンライン画面の目視により対象 者に誤りがないか確認を行う。併せて標準システムの機能により整合性等のエラーチェックを行う。 3. 標準システムのデータ連携機能で情報を入手する場合は、連携情報を作成する市町村システムにお いて、対象者以外の情報が作成されないような措置を行う。加えて連携されたファイルについては運用 事業者がファイル数、ファイルサイズ、ファイル形式等の確認を行い、更に標準システムの機能により整 合性等のエラーチェックを行う。 4. セキュリティ輸送便で送付される申請書等については、送付元市町村において事前に確認・記録を行 い、送付物に誤りが無いよう徹底している。 5. 入手元の市町村においても特定個人情報保護評価を行い、特定個人情報の不正な移転を防止する 対象者以外の情報の入手を 措置を講ずる。 防止するための措置の内容 6. 初回保有(セットアップ)の際には事前に標準システムと市町村システムとの保有情報の整合性確認 を行い、対象者以外の情報が連携されないような措置を講ずる。 【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】 <取りまとめ機関が定める統合専用端末の運用における措置> 1. あいまい検索により複数の対象者の結果が得られた場合、不要な検索結果については速やかに削 除する。 2. 広域連合の照会要求に該当した機構保存本人確認情報のみ入手するため、対象者以外の情報入手 が行われることはない。 <中間サーバーにおける措置> 広域連合以外の照会要求が参照できないよう、中間サーバーが照会要求や結果送信を制御している。 【市町村(本人)から個人番号を入手する場合の措置】 1. 入手元は、市町村の窓口端末(標準システムのオンライン端末)及びセキュリティ輸送便に限定され ている。 2. 標準システムのオンラインで情報を入手する場合は、入力項目が必要な情報のみに限定されている ため、必要な情報以外が入手されることはない。 3. 標準システムのデータ連携機能で情報を入手する場合は、連携ファイルの各項目が必要な情報のみ に限定されているため、必要な情報以外が入手されることはない。 必要な情報以外を入手するこ 4. セキュリティ輸送便で送付される申請書等については、送付元市町村において事前に確認・記録を行 とを防止するための措置の内 い、送付物に誤りが無いよう徹底している。 5. 入手元の市町村においても特定個人情報保護評価を行い、特定個人情報の不正な移転を防止する 措置を講ずる。 【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】 <中間サーバーにおける措置> 統合専用端末における支払基金との通信は、厚生労働省が定めたインタフェース仕様に沿って行われ ることにより、必要以外の機構保存本人確認情報の入手を防止している。 1. これらの措置については市町村側の業務に依存する部分が多いことから、市町村向けの事務処理の その他の措置の内容 ニュアルを整備し、担当者向けの説明会や研修会等で説明を行い、市町村で適切な措置が行われる ようにしている。

<選択肢>

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

1

特に力を入れている

リスク2: 不適切な方法で入	手が行われるリスク
リスクに対する措置の内容	【市町村(本人)から個人番号を入手する場合の措置】 1. 入手元は、市町村の窓口端末(標準システムのオンライン端末)及びセキュリティ輸送便に限定されている。 2. 入手情報は、市町村窓口において、本人から入手した届出情報等であり、市町村が適切な方法で入手している。 【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】 <中間サーバーにおける措置> 個人番号の入手は統合専用端末を経由した方法でのみ行われるため、不適切な方法で入手が行われることはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人性	青報が不正確であるリスク
入手の際の本人確認の措置 の内容	1. 入手元は、市町村の窓口端末(標準システムのオンライン端末)及びセキュリティ輸送便に限定されている。 2. 入手情報は、市町村窓口において、本人から入手した届出情報等であり、市町村において本人確認措置が行われている。
個人番号の真正性確認の措 置の内容	1. 入手元は、市町村の窓口端末(標準システムのオンライン端末)に限定されている。 2. 入手情報については、市町村職員が本人確認措置および市町村システムで登録されている情報との 突合を実施しており、個人番号の真正性の確認が行われている。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	1. 入手元は、市町村の窓口端末(標準システムのオンライン端末)に限定されている。 2. 標準システムのオンラインで情報を入手する場合は、市町村職員がオンライン画面から入力する申請書等の内容の事前審査を行ったうえ、オンライン画面の目視により入力内容に誤りがないか確認を行う。広域連合においては、セキュリティ輸送便で搬送された申請書等の記載内容と標準システムへの入力内容とを目視により突合し、誤りがないか確認する。入力内容に誤りが発見されたものについては申請書等を市町村に返戻し、市町村において確認のうえ訂正入力を行う。 3. 標準システムのデータ連携機能で情報を入手する場合は、連携情報を作成する市町村システムにおいて、不正確な情報が作成されないような措置を行う。加えて連携されたファイルについては運用事業者がファイル数、ファイルサイズ、ファイル形式等の確認を行い、不正と判断された情報は取込対象から除外する。除外した情報については、外付けカスタマイズシステムのデータ連携補助システム機能にて市町村に通知し、正しい情報の再作成依頼を行う。 4. 入手情報は、標準システムの機能により整合性等のエラーチェックを行う。エラーとなったファイルは、外付けカスタマイズシステムのデータ連携補助システム機能にて市町村に通知し、正しい情報の再作成依頼を行う。 5. 入手元の市町村においても特定個人情報保護評価を行い、特定個人情報の不正な移転を防止する措置を講ずる。
その他の措置の内容	1. これらの措置については市町村側の業務に依存する部分が多いことから、市町村向けの事務処理のマニュアルを整備し、担当者向けの説明会や研修会等で説明を行い、市町村で適切な措置が行われるようにしている。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク 【市町村(本人)から個人番号を入手する場合の措置】 〈通信回線における措置〉 1. 標準システムは愛知県内限定のASPサービスとしており、愛知県内市町村の窓口端末(標準システ ムのオンライン端末)及び広域連合事務局の業務端末からしかアクセスできない。 2. 通信回線には、中央省庁と地方公共団体しかアクセスできないLGWAN回線を用いており、インター ネットからはアクセスできない。 3. LGWAN回線は許可されたプロトコルや経路以外の通信を禁止し、ファイアウォールにより侵入を防止 している。 4. LGWAN回線は通信の暗号化を実施し、盗聴を防止している。 5. LGWAN回線の全ての通信は侵入検知機能によるトラフィック監視の対象とされており、不正アクセス を検知する。 6. LGPKIの電子証明書を利用し、なりすましによる不正アクセスを防止している。 〈市町村窓口端末(標準システムのオンライン端末)における措置〉 1. 窓口端末はインターネットに接続できる環境での利用を禁止している。 2. 窓口端末はウイルス対策ソフトウェアを導入して定義ファイルを常に最新の状態に保つとともに、指 定されたソフトウェア以外のインストールを禁止し、不正プログラムの混入を防止している。 3. 窓口端末は来庁者から見えない位置に設置し、離席時に画面ロックを行う等、画面の不正閲覧を防 リスクに対する措置の内容 止している。 4. 窓口端末の設定変更や接続環境の変更を実施する場合は広域連合が事前審査を行う。 5. これらの必要な措置については手順書にまとめて市町村に配布し、また市町村向けの事務処理の説 明会や研修会等で説明を行い、市町村で適切な措置が行われるようにしている。 <市町村と広域連合との紙媒体の搬送手段における措置> 1. オンライン入力に用いた申請書等は市町村の個人情報保護条例等に基いて適切に保管し、セキュリ ティ輸送便にて広域連合に提出される。 2. セキュリティ輸送便は申請書等搬送業務のための専用車両を利用し、他の集配物と混載しないこと で、配送ミス等による紛失を防止する。 3. 専用車両と窓口との間の輸送においては、施錠可能でGPSによる追跡が可能なセキュリティバッグを 用い、さらに運搬時にはGPS付セキュリティボックスを専用ワイヤーにて車両内に固定することで、盗難 を防止する。 【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】 <中間サーバーにおける措置> 中間サーバーと広域連合の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、 IPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応 をしている。 <選択肢> 特に力を入れている へ選択版フ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3. 特定個人情報の使用				
リスク1: 目的を超えた紐付け	け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置 の内容	広域連合では市町村の宛名システムに相当するシステムは存在しない。			
事務で使用するその他のシス テムにおける措置の内容	特定個人情報を扱うシステム(標準システム、外付けカスタマイズシステム)とそれ以外のシステム(財務会計システムはじめ3システム)とはネットワークが物理的に分離されており、アクセスができないため、 その他の事務で用いるファイルと紐付けができないようになっている。			
1. 特定個人情報を扱わないシステム(財務会計システムはじめ3システム)のネットワークでは特定信報を含めた個人情報を取り扱うことを禁止している。 2. 業務端末(広域連合事務局で利用する標準システム及び外付けカスタマイズシステムのオンライン表)では、利用できる外部記録媒体を統合専用端末との授受に用いるUSBメモリに限定し、さらに指定た業務端末以外での利用を制御することで、情報の持ち出しによる目的を超えた紐付けや、必要のな情報と紐付けされるリスクを軽減している。				
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
リスク2: 権限のない者(元職	員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない			
具体的な管理方法	〈標準システムにおける措置〉 1. システムを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 2. 共用を前提としたIDや操作者が特定できないIDの発効は禁止している。 3. 離席時にはログアウトを行い、他者がログインした状態でのシステムの利用を防止する。 4. 不正アクセス防止のため、パスワードは十分な長さで容易に推察されない内容とし、他システム(自宅のパソコンやスマートフォンのアプリ等、操作者が職務外で個人的に利用しているものを含む)と同じパスワードを設定することを禁止している。 5. 端末を利用する際には生体認証によるログインを採用している。 〈取りまとめ機関が定める統合専用端末の運用における措置〉 1. 中間サーバーを利用する職員等を限定し、取り扱うことができる事務の範囲及び個人番号取り扱い権限(アクセス権限)の有無を決定して、ユーザIDを管理簿に記載、管理する。 2. 共用のユーザIDの使用を禁止する。 3. パスワードに設けられた有効期限に沿って、定期的に変更を行う。 4. 退職や異動でシステム利用者でなくなった者のユーザIDは利用できないよう登録を抹消する。 5. 端末を利用する際には生体認証によるログインを採用している。 〈中間サーバーにおける措置〉 3. が合専用端末を利用したシステム操作や特定個人情報等へのアクセスを行う前にログイン操作を行い、統合専用端末の操作者を認証するよう中間サーバーで制御している。 〈クラウド移行作業時に関する措置〉 1. データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効する。 2. 当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御する。 3. 広域連合ごとに適切なアクセス権をロール設定を割り当てることで、他の自身の広域連合以外の情報にアクセスできないようにシステム的に制御している。			

アクセス権限の発効・失効の	 [行っている]	く選択肢>	のとっていかい
管理	. ,,,,,,,		1) 行っている 	2)行っていない
1 (() () () () () () () () () () () () ()	2003年4人12)出 外上シミに成 フェーキュア・1、12を くアー・採え、異す くにこうはいるよう ベニス ではいっかい 大切失 中、 ア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	いの気は ス内 や異理 で、、る 内 お ぱーアを 退動 定入認 門面 担子 お子根源に ID 胡長 けさ 時下扱っのの気は ス内 や異理 で、、る 内 お ぱーアを 退動 定入認 間指 当管 る管を保お を 的有 中れ にデ権アア権申 限を 職退は テ 域 動 措 域利えし つ職 統管管 一に ら者 置者た者で 効 制即 サる す生をススムの サ示 か理 措理っ険い 有 定効 間い 関一限限限です。で有 じがみ 事 職 一 一 の職 一 に ら者 置者た者で 効 新期 サる すりを 関限にす。で 有 で の	いか対 る別 アた確 第年 当行 関連 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で	取扱担当者が担当者が担当者が担当者が担当者が担当者が担当者が担当者を申請する。 はアクセス権限の延長申請を行う。シストはアクセス権限の延長申請を行う。シストはアクセス権限の延長申請を行う。シストムを制度により事実をかめる。 はアクセス権限の要がある職員を特別を開きまままままままままままままままままままままままままままままままままままま

アクセ	ス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
		<標準システムにおける措置> 1. ユーザ管理台帳を作成し、ユーザID、担当事務、役職、アクセス権限の内容、利用有効期限を管理する。 2. ユーザ管理台帳とシステムの登録内容を定期に突合し、疑義があるユーザについては事実確認を行い、必要に応じて権限の修正や失効を行う。 3. 有効期限は必ず1年以内とし、必要に応じて延長を行うことにより、異動や退職に伴う失効漏れを防止する。
	具体的な管理方法	<取りまとめ機関が定める統合専用端末の運用における措置> 1. ユーザID、アクセス権限の登録や変更は、システム管理者以外は行えないものとする。 2. システム管理者は、ユーザIDやアクセス権限の登録や変更を行う都度、管理者の確認を得て管理簿に記載し保管する。 3. システム管理者は随時、不要なユーザIDの残存や不必要なアクセス権限の付与など管理簿の点検・見直しを行う。 4. パスワードは設けられた有効期間に沿って、定期的に変更を行う。
		<中間サーバーにおける措置> 該当する広域連合の職員等に許可された業務メニューのみ表示するよう中間サーバーで制御している。
特定值	固人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択収2 1)記録を残している 2)記録を残していない
		<標準システムにおける措置> 1.システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 2.ファイルサーバの特定個人情報が保存された領域については、アクセス履歴を記録する。 3.これらの証跡は一定期間保管し、必要に応じて解析を行う。
	具体的な方法	<取りまとめ機関が定める統合専用端末の運用における措置> 中間サーバーの使用について、システム管理者は、定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に操作ログに関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。
		<中間サーバーにおける措置> 特定個人情報ファイルを扱う統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録している。
その他	也の措置の内容	1. 申請書等の紙媒体については、施錠可能な保管庫および倉庫で保管し、権限がないものが閲覧することを防止している。
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク <標準システムにおける措置> 1. 標準システムは、個人番号のアクセス権限がないユーザが利用した場合、個人番号の表示、検索、 更新ができず、個人番号をUSBメモリなどの外部記録媒体へ書込むこと等もできない。 2. 外付けカスタマイズシステムは、個人番号の表示、検索、更新を行わない。 3. 外付けカスタマイズシステムは、ファイルの抽出機能を有するが、個人番号の出力は行わない。 4. システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 5. ファイルサーバの特定個人情報が保存された領域については、アクセス履歴を記録する。 6. これらの証跡は一定期間保管し、必要に応じて解析を行うことを、システムの利用者本人に告知し、 あわせて罰則規定を周知することで、不正利用の禁止を徹底している。 7. 申請書等の紙媒体を含め、特定個人情報を含む機密情報は、管理者の許可を得ずに執務室外へ持 ち出すことを禁じている。 8. 個人所有のスマートフォン等については、管理者の許可を得ずに写真撮影等を通じて情報を機器内 に保存することを禁じている。 9. 職員等向けに、情報セキュリティ教育を実施し情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を行うと ともに、情報システム運用教育を実施し情報システムの適正な運用を行うことの啓発に努めている。 10. 中間サーバーとのサーバー間連携機能の開始・停止等の操作は、情報システム管理者によって統 リスクに対する措置の内容 合専用端末の操作を許可された者のみしか行うことができない。 <中間サーバーにおける措置> 統合専用端末連携及びサーバー間連携を利用した情報照会依頼時等において、広域連合の職員に許 可された事務/事務手続のみ取り扱うことができるよう中間サーバーで制御している。 <クラウド移行作業時に関する措置> 1. 移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後 は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。 2. 移行作業にあたって、作業者以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定す 3. 移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、作業者に対して周知徹底を行うとともに、作業時 にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残す。 4. 特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施する。 5. 移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか 監視する。 <選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている [十分である] リスクへの対策は十分か 2) 十分である

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

<標準システムにおける措置>

- 1. 標準システムは、個人番号利用事務におけるファイル以外の抽出機能を有しないため、不正にデータが抽出等されることはない。
- 2. 標準システムは、個人番号のアクセス権限がないユーザが利用した場合、個人番号をUSBメモリ等の外部記録媒体へ書込むこと等もできない。
- 3. 外付けカスタマイズシステムは、ファイルの抽出機能を有するが、個人番号の出力は行わない。
- 4. 統合専用端末との情報授受は、システム管理者の管理するパスワード認証機能付きのUSBメモリを用いて行い、その他の外部記録媒体は利用しない。
- 5. 情報授受に用いるUSBメモリは、利用できる端末を統合専用端末と指定した業務端末に限定し、それ以外の端末では利用できないよう制御する。
- 6. バックアップデータ作成等の業務上必要な情報の複製は、データセンター内または広域連合事務局サーバ室内等の管理区域内でしか実施しない。
- 7. システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、情報システム管理者が定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検監査する。
- 8. ファイルサーバの特定個人情報が保存された領域については、アクセス履歴を記録する。
- 9. これらの証跡は一定期間保管し、必要に応じて解析を行うことを、システムの利用者本人に告知し、 あわせて罰則規定を周知することで、不正利用の禁止を徹底している。
- 10. 申請書等の紙媒体を含め、特定個人情報を含む機密情報は、必要以上の複写を取ることを禁じて
- いる。またミスコピーについては定められた場所に保管した後、溶解処理を行う。
 11. 職員等向けに、情報セキュリティ教育を実施し情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を行うとともに、情報システム運用教育を実施し情報システムの適正な運用を行うことの啓発に努めている。

く取りまとめ機関が定める統合専用端末の運用における措置>

委託区画ファイル、副本区画ファイル及び本人確認ファイルについては、以下の措置を講じる。

- 1. 中間サーバーを利用して複製等のファイル操作が可能な職員等を最小限に限定する。
- 2. USBメモリへの複製を行う場合、不必要な複製を制限するため事前にシステム管理者の承認を得る。
- 3. 被保険者の登録情報を確認する以外にファイルを複製しないよう、職員等に対し周知徹底する。
- 4. 定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。

<中間サーバーにおける措置>

- 1. 情報提供等記録ファイルについては、統合専用端末連携やサーバー間連携を利用してファイル出力(ダウンロード)(※2)する際は、情報提供等記録ファイルから機関別符号等を除いた範囲の項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。
- 2. 委託区画ファイル及び副本区画ファイルについては、統合専用端末連携やサーバー間連携を利用してファイル出力(ダウンロード)(※2)する際に特定の項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。

※2:ファイル出力(ダウンロード)する機能は、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムから取得した特定個人情報を標準システムに取り込むために必要となる。

<クラウド移行作業時に関する措置>

- 1. データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効する。
- 2. 当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御する。
- 3. 移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。
- 4. 移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、作業者に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残す。
- 5. 特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施する。
- 6. 移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか 監視する。

リスクへの対策は十分か

リスクに対する措置の内容

十分である

<選択肢>

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託]委託しない 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 1. 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得状況、情報セキュリティ監査の実施状 況等を参考にし、委託先において、広域連合の情報セキュリティ対策基準と同等の措置が実施されてい るか確認する。 情報保護管理体制の確認 2. 契約書及び個人情報の取り扱い特記事項にて、委託者が措置すべき情報保護管理体制にかかる必 要条件を明示する。 <選択肢> 1)制限している 特定個人情報ファイルの閲覧 制限している 2) 制限していない 者・更新者の制限 <広域連合で行う委託業務における措置> 1. 契約書及び個人情報の取り扱い特記事項にて、委託者は委託先の責任者、委託内容、作業者、作 業場所を報告することとしている。この内容に基づき作業従事者をユーザ管理台帳に記載し、職員等の 場合と同様の基準でアクセス権限の発行を行う。 2 季託業務の遂行のために臨時的に管理者のアクセス権限が必要な場合は、定められた手続きに基 づき、利用の申請を行う。 具体的な制限方法 <取りまとめ機関で行う委託業務における措置> 1. 取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう中間サーバーで制御している。 2. 運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託 事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。また、対応表は随時見直しを行う。 3. パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 特定個人情報ファイルの取扱 記録を残している 1) 記録を残している 2) 記録を残していない いの記録 < 広域連合で行う業務における措置> 1. 職員等の場合と同等の基準で特定個人情報の使用の記録を残している。 2. システム障害時の対応等、委託業務の遂行のためにやむを得ず記録が残らない手段で特定個人情 報ファイルを利用する場合には、定められた手続きにて事前に管理者の許可を得てから行い、その作業 内容を作業日報等の報告文書に記載する。 具体的な方法 3. 作業日報等の報告文書により、特定個人情報の取り扱いの状況を確認する。 <取りまとめ機関で行う委託業務における措置> 1. 操作ログを中間サーバーで記録している。 2. 操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。 く選択肢> 特定個人情報の提供ルール 定めている Γ 1 1) 定めている 2) 定めていない < 広域連合で行う業務における措置> 1. 契約書及び個人情報の取り扱い特記事項にて、業務上知り得た情報の守秘義務を課し、提供された 情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供を禁止する。 2. 契約書及び個人情報の取り扱い特記事項に基づき、これら遵守事項の措置状況の調査・監査を行 委託先から他者への い、又は報告を求めることができる。 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法 <取りまとめ機関で行う委託業務における措置> 1. 契約書において広域連合が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託 先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。 2. 定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。 < 広域連合で行う業務における措置> 1. 契約書及び個人情報の取り扱い特記事項にて、特定個人情報の適正管理、収集の制限、目的外利 用及び提供の禁止、複写・複製の制限、定められた作業場所以外への持ち出し禁止、使用後の情報の 速やかな返却と廃棄、取り扱いの状況の定期的な報告を課している。 委託元と委託先間の 2. その他、特定個人情報については、広域連合の情報セキュリティ対策基準の機密性3情報に準じて 取り扱いを行う。 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 3. 契約書及び個人情報の取り扱い特記事項に基づき、これら遵守事項の措置状況の調査・監査を行 の確認方法 い、または報告を求めることができる。 <取りまとめ機関で行う委託業務における措置> 1. 提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又は消去する。 2. 定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。

特定個人情報の消去ルール	[定めている	<選択肢> 1)定めている	2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	している。 2. 広域連合の情報セキュリテ 的破壊などの情報を復元でき 〈取りまとめ機関で行う委託』 情報提供等記録については	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	特定個人情報の速やかな返却と廃棄を課 う一等は文書の溶解処理や記録媒体の物理 行うこととしている。 施行令第29条の規定において、保存期間
とおります 日本の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている	<選択肢> 1)定めている]	2) 定めていない
	2. 秘密保持義務 3. 特定個人情報の適正な管 4. 再委託の制限 5. 収集の制限 6. 目的外利用、目的外提供の 7. 複製・複写の制限 8. 定められた作業場所以外の 9. 使用後の情報の速やかな 10. 漏えい、滅失、棄損、改ざ	の禁止 への持ち出し禁止 返却と廃棄 がん等の防止策の義務付け 場合の委託元への速やかな報行 な報告 査 従業者の限定と明確化	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている	<選択肢> 1)特に力を入れて] 3)十分に行ってい	「行っている 2)十分に行っている ない 4)再委託していない
具体的な方法	なければならない。 2. 委託先は自身が負う特定付ならない。 3. 標準システムを、クラウド事業者が実施で、クラウド事業者が実施で、(1)ISO/IEC27017又はCSマー(2)セキュリティでので、で、(2)セキュリティでので、で、(3)日本記のほか、で、とのは、で、で、(5)クラウド事業づくの、で、(5)クラウド事業が表示している。とので、(5)クラウド事とが、で、(5)クラウド事とが、で、(5)クラウド事とので、で、(5)クラウド事とので、で、(5)クラウド事とので、で、(5)クラウド事とので、で、(5)クラウド事とので、で、(5)クラウド事とので、で、(5)クラウド事とで、で、(5)クー・エリティでのよりで、で、(6)コートで、で、(7)コートで、で、(8)コートで、で、(8)コートで、(9)コートで、(1)コ	個人情報の取り扱いに関する遵事業者が保有・管理する環境に認ることになるため、クラウド事業についることが確認できれていることが確認でき条件としていることができないにおけるクラウドサービスは、政府情報の一ビスリストに掲載されてい環境に対しているとが保力を理解し、OSからで大力に対していることでは、政府情報の運用支援環境をいきに対したかを書面にできるでは、していることでは、して実施されていることが確認できない。これで表件としていることが確認でき条件としていることができない。これではなり、近によけるクラウドサービが表情が、は、大力におけるクラウドサービーができない。	で27018の認証を取得していることできること スの利用に係る基本方針」等による各種条例とする。 設置する場合、開発者および運用者は、上のレイヤーに対して、システム構築上お適切なネットワーク設定、アプリケーション対かた上で、許諾を得ること。アラウド事業者が保有・管理する環境に設置を確することになるため、クラウド事業で27018の認証を取得していることできること スの利用に係る基本方針」等による各種条例とのレイヤーに対して、システム構築上およりなネットワーク設定、アプリケーション対

その他の措置の内容	_					
リスクへの対策は十分か	[十分である]	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

個人情報を取り扱うが、特定個人情報を取り扱う必要のない委託業務については、特定個人情報が委託先において利用されることがないよう、以下の措置を行う。なお、これらの委託業務についても、特定個人情報を取り扱う場合と同等の安全管理措置を義務付けるものとする。

- 1. 個人番号を含まない個人情報として委託先に情報の提供を行うもの
- (1)通知書等印刷業務
- (2)療養費審査業務
- 2. 記録媒体を施錠可能な専用ケースに格納する等、委託先において特定個人情報を物理的に利用できないような措置を行うもの
- (1)申請書等の搬送業務(セキュリティ輸送便)
- (2)申請書等の保管・廃棄業務
- (3)データバックアップ媒体の遠隔地保管業務

5. 特定個	■人情報の提供・移転	(委託や情報提	供ネットワーク	システムを	を通じた提供を除く。) []提供・移転しない
リスク1:	不正な提供・移転が	行われるリスク					
特定個人 の記録	情報の提供・移転	[記録を	残している]	<選択肢> 1)記録を残している	る 2)記	録を残していない
具	体的な方法	業従事者が実施 2. どの特定個人 助システムの機能 ※ 広域連合から 連合と構成地方を	したかは運用代情報が配信されまして確認がでいます。 市町村の窓口は公共団体との間	F業日報(れたかは きる。 端末への 引の特定(に記録することとして 標準システム及び外 データ配信について 個人情報の授受につ	いる。 付けカスタマイズ は、「府番第27号 いて(通知) 平成;	事業者が実施し、どの作 システムのデータ連携補 一部事務組合又は広域 27年2月13日」において、 宜上「移転」の欄に記載し
 特定個人 関するル-	情報の提供・移転に	[定め	りている]	<選択肢> 1)定めている	2) 定	けめていない
	ールの内容及び ール遵守の確認方	る。 2. 標準システム施する。この作業 3. 例外的に、市 ティ対策基準の耳法令を確認し、不 4. 広域連合から 援業務依頼があ	から市町村の窓内容は作業日町村の窓口端。 取り扱いに基づり扱いに基づいまな提供・移転運用保守事業では場合、運用	窓口は 報以でないでない でないでなが でないでない。 でないでない。 でない。 でない。 でない。 でない。 でない	へのデータ配信は、道 告を行うこととしてい の特定個人情報の摂 者の事前許可が必要 い確認を行うこととして 、特定個人情報の提	■用保守事業者かる。 そは・移転を行う場となり、この手続 こいる。 供・移転及びその いて定められた手	へのデータ配信に限定す 「作業手順書に基づき実 場合には、情報セキュリ きの過程において根拠 準備を目的とする臨時支 続きがなされているかど
その他の	措置の内容	_					
リスクへの	の対策は十分か	[+9	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 3) 課題が残されて		分である
リスク2:	不適切な方法で提供	共・移転が行われ	るリスク				
リスクに対	対する措置の内容	れ、その作業内容 2. 業務端末で利	学を記録するこ。 J用できる外部i J外での利用を	とにより、 記録媒体	不適切な方法で提供 を統合専用端末との	tや移転が行われ 授受に用いるUSE	へのデータ配信に限定さることを防止している。 3メモリに限定し、さらに指 人情報の提供・移転が行
リスクへの	の対策は十分か	[+9	汁である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 3) 課題が残されて		分である
リスク3:	誤った情報を提供・	移転してしまうリス	くり、誤った相手	に提供・	移転してしまうリスク		
リスクにタ	対する措置の内容	れている。 2. 配信可能なデ 3. 配信先につい	・ 一タの種類は、 っては、市町村 <i>0</i>	標準シス	ステムの機能によって 末のデータ連携機能 こめ、誤った市町村に	「限定されている。 により、自分の市	町村のファイルのみを自
リスクへの	の対策は十分か	[+5	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 3) 課題が残されて	いる 2) + いる	分である
特定個人 る措置	情報の提供・移転(委	託や情報提供ネ	ットワークシス	テムを通し			スク及びそのリスクに対す

6. 情報提供ネットワークシ	・ステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク
リスクに対する措置の内容	〈標準システムにおける措置〉 情報照会結果の入手元は、統合専用端末及びサーバー間連携を行う端末に限定されており、入手データは情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーにおいて厳格な審査が行われている。なお、情報照会の要求を行う際、広域連合の標準システム又は市町村の窓口端末の入力画面では、必要な情報のみが入力項目及び選択肢として表示されるので、必要以上の情報が端末から入力されて目的外の情報照会がされることのリスクを軽減している。 情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 〈中間サーバーにおける措置〉 1. 統合専用端末連携やサーバー間連携を利用して情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※)との照合を情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。 つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 2. 支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)番号法別表第二に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク2: 安全が保たれない	方法によって入手が行われるリスク
リスクに対する措置の内容	<標準システムにおける措置> 中間サーバーを介すことなく、情報提供ネットワークシステムに接続して情報照会を行うことはできない 仕組みとなっている。 情報照会に用いるインタフェースについては、中間サーバーによって厳格にそのファイル仕様が規程されており、標準システムにおいてもその仕様を準拠してインタフェースファイルを作成することとしているため、指定された規格に即した情報のみを取り扱うことになる。 情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 〈中間サーバーにおける措置> 1. 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 2. 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、安全性を確保している。 3. 中間サーバーと医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人性	青報が不正確であるリスク
リスクに対する措置の内容	〈標準システムにおける措置〉 情報照会によって入手した情報を広域連合の標準システムのデータベースに更新する際には、照会要求との関連性や項目間の整合性のチェックを行っており、確認リストが出力されたら、事務取扱担当者が確認リストの内容をよく確認し、必要に応じて入手元の情報保有機関に確認し、必要に応じて再度、情報照会を行うなどの措置を行う。 情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 〈中間サーバーにおける措置〉 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク <標準システムにおける措置> 1. 標準システムは愛知県内限定のASPサービスとしており、愛知県内市町村の窓口端末及び広域連合 事務局の業務端末からしかアクセスできない。 2. 通信回線には、中央省庁と地方公共団体しかアクセスできないLGWAN回線を用いており、インター ネットからはアクセスできない。 3. LGWAN回線は許可されたプロトコルや経路以外の通信を禁止し、ファイアウォールにより侵入を防止 している。また、通信の暗号化を実施し、盗聴を防止している。 4. LGWAN回線の全ての通信は侵入検知機能によるトラフィック監視の対象とされており、不正アクセス を検知する。 5. LGPKIの電子証明書を利用し、なりすましによる不正アクセスを防止している。 6. 中間サーバーとサーバー間連携を行う場合、中間サーバーとサーバー間連携を行う端末は1台に限 定し、中間サーバーとの接続には専用線を用い通信には認証・通信内容の暗号化を実施している。 情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 <中間サーバーにおける措置> 1. 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するた リスクに対する措置の内容 め、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 2. 中間サーバーは、外部システムからの接続に対し認証を行い、許可されていない外部システムから のアクセスを防止する仕組みを設けている。また、標準システムと中間サーバーとはオンライン接続しな いこととしている。 3. 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を自動で削除 することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 4. 支払基金の職員が情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他 に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末 の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 5. 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省 統合ネットワークを利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 6. 中間サーバーと医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービ ス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送 時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。 ※中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する 特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになってい る。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 十分である 1) 特に力を入れている3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク5: 不正な提供が行われるリスク <標準システムにおける措置> 1. 標準システムにおいて副本データを作成する際には、システムへのログイン時の認証の他に、ログイ ンを実施した職員等・時刻・操作内容及びデータ配信されたデータを記録している。 2. これらの証跡は一定期間保管し、必要に応じて解析を行うことを、システムの利用者本人に告知し、 あわせて罰則規定を周知することで、不正利用の禁止を徹底している。 3. システム管理者はセキュリティ上問題が発生した場合、広域連合の標準システムから中間サーバー への副本データ登録に関する記録を確認し、不正なデータ登録が行われていないかを監査する。 情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 <中間サーバーにおける措置> 1. 情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入 リスクに対する措置の内容 手し、中間サーバーにも格納して、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報 の提供の要求であるかチェックを実施している。 2. 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提 供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成し て送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 3. 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定 し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定 個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 4. 支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ロ グイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、 不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <選択肢> 十分である 1 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク				
リスクに対する措置の内容	〈標準システムにおける措置〉 標準システムにおいて副本データを作成する際には、システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容及びデータ配信されたデータを記録している。 これらの証跡は一定期間保管し、必要に応じて解析を行うことを、システムの利用者本人に告知し、あわせて罰則規定を周知することで、不正利用の禁止を徹底している。 システム管理者はセキュリティ上問題が発生した場合、標準システムから中間サーバーへの副本データ登録に関する記録を確認し、不正なデータ登録が行われていないかを監査する。 情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 中間サーバーにおける措置> 情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省 			
	統合ネットワークを利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 4. 中間サーバーと医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。			
リスクへの対策は十分か	[十分である] へ送が版/ 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
リスク7: 誤った情報を提供し	てしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	〈標準システムにおける措置〉中間サーバーを介すことなく、情報提供ネットワークシステムに接続して情報提供を行うことはできない仕組みとなっている。 副本登録に用いるインタフェースについては、中間サーバーによって厳格にそのファイル仕様が規程されており、標準システムにおいてもその仕様を準拠してインタフェースファイルを作成することとしているため、指定された規格に即した情報のみを取り扱うことになる。 情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 〈中間サーバーにおける措置〉 1. 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 2. データの形式チェックと、統合専用端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 3. 統合専用端末において、情報提供データベースの副本データを標準システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能は、該当する医療保険者等のみが利用できるよう制限している。			
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<統合専用端末と標準システムとの間の情報授受に係るリスク対策>

- 1. 統合専用端末と標準システムとの間の情報授受に係る業務を行う職員等は、必要最小限に限定し、そのユーザIDとアクセス権限が 付与された者以外が情報授受に係る業務ができないようシステム的に制御する。
- 2. 情報授受は、システム管理者の管理するパスワード認証機能付きのUSBメモリを用いて行う。
- 3. 情報授受に用いるUSBメモリは、利用できる端末を統合専用端末と指定した業務端末に限定し、それ以外の端末では利用できない よう制御する。
- 4. 業務端末及び統合専用端末の操作ログを記録し、システム管理者が定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、USBメモリ への不必要な複製をチェックする。
- 5. 統合専用端末は中間サーバー以外とは接続せず、他の業務に兼用できないよう他のネットワークやシステムと分離する。
- 6. 統合専用端末での行う事務は、必要最低限とし、特定個人情報データを使用した場合、端末にはデータを保存せず、すべて削除す
- 7. 情報授受で用いるUSBメモリは、授受完了後、使用したデータをすべて削除し、USBメモリにデータを保存しない。

く中間サーバーと標準システムとの間の情報授受に係るリスク対策>

- 1. 中間サーバーとサーバー間連携を行う端末は1台とする。
- 2. 中間サーバーとサーバー間連携を行う端末は、標準システムのローカルネットワークと中間サーバー以外とは接続せず、 他の業務 に兼用できないよう他のネットワークやシステムと分離する。
- 3. 不正アクセス防止策として、標準システムのネットワークと中間サーバーとの間にファイアウォールを導入する。
- 4. 中間サーバーとのサーバー間連携機能の開始・停止等の操作は、情報システム管理者によって統合専用端末の操作を許可された 者のみしか行うことができない。

情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。

<中間サーバーにおける措置>

- 1. 支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統 合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を 抑止する仕組みになっている。
- 2. 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることが中間サーバーにて担保されており、不正な名寄せが行われるリス クに対応している。
- 3. 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用すること により、安全性を確保している。
- 4. 中間サーバーと医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場 合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。 5. 中間サーバーでは、特定個人情報を管理するデータベースを医療保険者等ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバーを
- 利用する医療保険者等であっても他の医療保険者等が管理する情報には一切アクセスできない。

7. 特定個人情報の保管・	消去
リスク1: 特定個人情報の漏	
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない <選択肢> 1)特に力を入れて遵守している 2)十分に遵守している 3)十分に遵守していない 4)政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している] <選択肢>] 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している] <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職 員への周知	[十分に周知している <選択肢> 1)特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
具体的な対策の内容	〈標準システムサーバー等における措置〉 標準システムは、クラウド事業者が保有・管理する環境(日本国内)に設置し、クラウド事業者による設置場所への入退室記録管理及び施錠管理をすることでリスクを回避する。クラウド事業者はISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証、及びISO/IEC27018の認証を取得し、セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できるものを選定し、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしているものとする。 クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 クラウド環境にアクセスできる運用・保守拠点では、電子錠等による入退室制限等の物理的なアクセス制御手段により、許可された利用者のみが入退室できるようにする。また、管理簿等による入退室情報の収集ができ、入退室の記録を取得可能とする。 電子記録媒体は、適切に管理された鍵にて施錠可能な場所に保管し、利用の際には都度、媒体管理簿に記入する。 使用済み電子記録媒体を廃棄する場合には、物理的破壊を行う。 中間サーバーにおける措置〉中間サーバーにおける措置〉中間サーバーにおける措置〉中間サーバーにおける措置〉を回避する。 くクラウド移行作業時に関する措置〉移行作業に関する措置〉移行作業に関いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。

⑥技 術	所的対策	[+3	分に行っている]	く選択版 <i>></i> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
	具体的な対策の内容	1る2.ネ3.脆4用と5.タう く1.2.避3.分 く1.間2.包を3.4.5.は信 くか。 通いソ弱標管もクを。 取統統すサ離 中中サ中括行中導中公内 クー 信かフ性準理、ラリ りお合る一な 間間一間的う間入間衆容 ラバ 回らウキシまロウ扱 と専専・バビ ササバサに サしサ回秘 ド及 線はエ月ス合のマヤ め用用 一は ノーに一器 一て一線匿 移及 線はエ月ス合のマヤ	には、たいでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	ス 也ま収をテる りウ ・専関一 まる ~すはピ入 、フェ通いとし 措対 方た集防イサ 利ド 用連以 中。 る接ュし、対ア信をて 置策 公フし止対一 用事 端連外 間 特続一ア ソにはにい >ソ 共イ必でをビ は業 末携の サー 定さらり フついよる	アトウェアを導入して定義ファイル 団体しかアクセスできないLGWA アウォール等のネットワークセキ ででいる。 で実施するクラウドマネージドサース では、クラウド事業者は個別でなる。 では、クラウド事業者は個別でなる。 の運用における措置 > まで行う端末はインターネットに持て できないようシステム以外の情では、インターの措置の では、インターの措置の では、インターの措置の では、インターの措置の では、インターの措置の では、インターの指数の では、インターの情でない。 では、インターの情でない。 では、インターの情でない。 では、インターの情でない。 では、インターの情ではない。 では、インターの情ではない。 では、インターの情ではない。 では、インターの情ではない。 では、インターの情ではない。 では、インターの情ではない。 では、インターの情ではない。 では、インターの情ではない。 では、インターの情ではない。 では、インター・アーチの技術を用いた再の技術を用にない。 には、インター・ア・チャー・ア・チャー・ア・チャー・ア・チャー・ア・チャー・ア・チャー・ア・チャー・ア・チャー・ア・チャー・ア・チャー・ア・チャー・ア・チャー・ア・チャー・ア・チャー・ア・チャー・ア・チャー・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア	Fュリティ装置を導入している。等の対策を行い、ソフトウェアの一ビス(クラウド事業者により運 侵入検知及び侵入防止を行うと 人番号を内容に含む電子デーないように、アクセス制御を行 はいように、アクセス制御を行 はいきないよう分離する。 はう分離などにより、リスクを回 報系端末等に兼用できないよう 出することを防止するため、中じている。 なからネットワークを効率的かが によるで、データを対 アクセス制御を行う。 アクセス制御を行う。 アーソアによる閉域サービス、通 はすることで、データ転送時の通
⑦バッ	 ゥクアップ		分に行っている]	接乗し、破棄日時・破棄方法を記 <選択肢> 1)特に力を入れて行っている	2) 十分に行っている
⑧事 問知	女発生時手順の策定・	[+3	分に行っている]	3) 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
機関に	3年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[発生な	;l]		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
	その内容	_				
	再発防止策の内容	_				
⑩死者	番の個人番号	[4	呆管している]	<選択肢> 1) 保管している	2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存者の個人	番号と同様の方法	まにて安全	全管理措置を実施する。	
その他	の措置の内容					
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2: 特定個人情報が古	い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	〈標準システムにおける措置〉 1. システム上、市町村からの日次での送信データによって、住民基本台帳情報及び住登外登録情報等を入手し、広域連合の標準システムのデータベースを更新しているため特定個人情報が古い情報のまま保管され続けることはない。 また、その他の情報についても、市町村から定期的にデータ連携による入手を行うことで、広域連合の標準システムのデータベースを更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けることはない。 2. これらの措置については市町村側の業務に依存する部分が多いことから、市町村向けの事務処理の説明会や研修会等で説明を行い、市町村で適切な措置が行われるようにしている。 〈取りまとめ機関が定める統合専用端末の運用における措置〉 被保険者の資格情報等の新規登録又は情報の更新があった際は、速やかに中間サーバーの委託区画又は副本区画の情報を登録・更新する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
リスク3: 特定個人情報が消	去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1)定めている 2)定めていない	
手順の内容	く標準システムにおける措置> 1. 高齢者の医療の確保に関する法律により平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険料賦課額を減額更正できるとされているため、事務に必要な期間が経過した時点で消去することとしている。 2. サーバ機器等の故障や交換等に伴い特定個人情報を消去する場合は、情報の読み取りを防止するため、外部事業者による物理的破壊または専用ソフト等を用いた完全消去を実施し、その証明書の提出を義務付けている。 3. 申請書等の紙媒体は、保存期間ごとに分類して保管し、保存期間が経過したものは溶解により廃棄して、その記録を管理している。 4. データの復元がなされないよう、クラウド事業者においてISO/IEC27001に準拠した廃棄プロセスを確保していること。 5. 廃棄プロセスの適切な実施について、第三者の監査機関による監査を受け、その内容を確認できること。 く取りまとめ機関が定める統合専用端末の運用における措置> 1. 資格審査時に中間サーバーの運用支援環境(委託区画)に特定個人情報を登録する。資格審査の結果、資格を得られない場合には、運用支援環境(委託区画)に登録した特定個人情報を消去する。 2. 特定個人情報の保管期間を超えた被保険者について、中間サーバー委託区画に登録されている資格情報を削除する。 3. また、バッチ処理を起動することで副本区画に登録されている副本情報を削除する。 4. プラウド移行作業時に関する措置> 1. 移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 2. データ消去を他者に委託する場合は、特定個人情報が記録された機器を廃棄する際は、消去証明書等により消去されたことを確認する。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である] く選択収入 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 【運用上のルールによる措置】

- 1. プリンタ、FAX等の出力用紙の放置禁止の徹底する。
- 2. 不要となった特定個人情報記載の用紙の溶解処分又はシュレッダーの実施する。
- 3. 書類やメディアの移送には、専用車両を利用し、他の集配物と混載しないことで、配送ミス等による紛失を防止する。
- 4. 専用車両と窓口との間の輸送においては、施錠可能でGPSによる追跡が可能なセキュリティバッグを用い、さらに運搬時にはGPS付セキュリティボックスを専用ワイヤーにて車両内に固定することで、盗難を防止する。
- 5. 執務用デスク周辺の整理整頓及び退社時の施錠の実施する。
- 6. 短時間の離席時には、画面ロックを行う等、画面の不正閲覧を防止し、長時間の離席時又は退庁時にはシャットダウンする。
- 7. リース機器返却時、HDD内のデータ全てが復元不可能な形態での消去の実施する。
- 8. USBメモリ及びHDD等を廃棄時、物理的破壊を実施する。
- 9. 使用済みCD-ROM及びDVD-ROMは、メディア媒体専用シュレッダーにより粉砕して、廃棄する。
- 10. 電子記録媒体からデータを読み込む前に必ずウイルスチェックを行う。

【特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応】

平成27年9月28日特定個人情報保護委員会告示(平成27年12月25日改正)の「特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」に基づき、次の対応を行う。

- 1. 事業者内の責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、被害の拡大を防止する。
- 2. 事実関係を調査、監査し、番号法違反又は番号法違反のおそれが把握できた場合には、その原因究明を行う。
- 3. 上記2で把握した事実関係による影響の範囲を特定する。
- 4. 上記2で究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。
- 5. 事案の内容に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等について、速やかに本人に連絡又は本人が容易に知り得る状態に置く。また、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表する。
- 6. 厚生労働大臣が定めるガイドライン等の規定による報告先に速やかに報告する。また、重大事案など指定のある事案については個人情報保護委員会に報告する。

Ⅳ その他のリスク対策※

1 E/	ての他のかん	
1. 監	:	/ VP IO 04 >
①自记	己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的なチェック方法	各課室の情報保護管理規程(情報セキュリティ実施手順)に基づき、チェックリストを用いた情報セキュリティおよび特定個人情報保護にかかる自己点検を年4回実施し、その点検結果を情報セキュリティ委員会(※1)に報告している。なおこの自己点検で不備があった場合には対応状況を併せて報告することとしている。 ※1:情報セキュリティ委員会は、広域連合の情報セキュリティに関する重要事項を決定する機関であり、最高情報セキュリティ責任者(CISO)、統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者、情報システム管理者等で構成される。
②監3	· 查	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な内容	1. 広域連合の最高情報統括責任者(CISO)は、広域連合の個人情報保護法施行条例(令和5年3月31日までは、広域連合における個人情報保護条例)に基づき、必要に応じて広域連合の個人情報保護審査会に対し、自己点検結果を諮問する。 2. 個人情報保護審査会による答申で指摘された事項についての改善状況及び広域連合の事務全般の執行状況については、定期的(年に1度実施)に監査委員(※1)の監査を受け、その監査結果を広域連合議会に提出する。 3. 個人情報保護審査会による答申及び監査委員による監査結果によって指摘された事項は改善状況を確認し、PDCAサイクルによる課題又は問題点の把握、改善に努めている。 ※1:監査委員は、広域連合の財務に関する事務の執行、経営に関する事業の管理及び広域連合の事務事業の執行について監査等を実施する独任制の機関であり、広域連合規約に基づき広域連合長が議会の同意を得て選任する。 〈取りまとめ機関が定める統合専用端末の運用における措置〉 広域連合は、運用管理規程に基づき、標準システム及び広域連合の運用における安全管理措置について、定期的に監査を行うこととしている。
2. 彼	業者に対する教育・ 原	· 终 発
	者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な方法	・職員及び嘱託員の就任時には、情報セキュリティ管理者が、広域連合及び市区町村職員を対象とした新任担当者研修会の中で個人情報保護を含む情報セキュリティについての研修を実施している。 ・また、就任時以外にも、広域連合の全職員を対象とした個人情報保護を含む情報セキュリティについての研修を、必要に応じて(年に1度実施)実施している。 ・上述のセキュリティ研修等の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。 ・委託者に対しては、委託契約書において個人情報保護に関する秘密保持契約を締結するとともに、情報セキュリティ管理者が委託業者に対して情報セキュリティポリシー等のうち委託業者が守るべき内容の遵守及びその機密事項を説明している。 ・違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の重大性、発生した事案の状況等に応じて、地方公務員法による懲戒処分の対象とする。 〈取りまとめ機関が定める統合専用端末の運用における措置〉 中間サーバーの統合専用端末における操作について、厚生労働省が広域連合の職員に対して、統合専用端末導入前に研修を行う。
3 7	の他のリスク対策	
ა. დ	の他のリヘン対象	

情報セキュリティマネジメントのPDCAサイクルを適切に実施し、事務局全体の実情や意見を反映して情報セキュリティ対策を実効性のあるものとするため、全所属の実務担当者からなる情報セキュリティワーキングループを組織し、情報セキュリティポリシーの運用上の様々な課題を解決している。

Ⅴ 開示請求、問合せ

1. 特	. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
①請え	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	〒461-0001 名古屋市東区泉一丁目6番5号 国保会館内 愛知県後期高齢者医療広域連合 総務課 ※郵送の場合の宛先についても同上					
②請え	求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。					
	特記事項	指定様式をホームページ上に掲載している。					
		[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料					
③手数	牧料等	手数料額:写し1枚につき白黒10円、カラー80円 (手数料額、納付方法: 郵送の場合は郵便料金相当額) 納付方法:納付書による口座振込み					
④個人情報ファイル簿の公表		[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない					
	個人情報ファイル名	個人情報取扱事務登録簿(被保険者証等交付決定事務、被保険者資格管理事務、療養費支給等事務、高額療養費支給等事務)					
	公表場所	名古屋市東区泉一丁目6番5号 国保会館内 愛知県後期高齢者医療広域連合 総務課					
⑤法令	冷による特別の手続						
⑥個人情報ファイル簿への不 記載等							
2. 特定個人情報ファイルの		り取扱いに関する問合せ					
①連絡先		〒461-0001 名古屋市東区泉一丁目6番5号 国保会館内 愛知県後期高齢者医療広域連合 総務課 Tel.052-955-1227 Fax.052-955-1298					
②対 /	芯方法	問い合わせの際に、対応について記録を残し、関係法令等に照らし、適切に回答する。					

Ⅵ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見	の聴取
①方法	愛知県後期高齢者医療広域連合のホームページ及び事務局の窓口カウンターにおいて案を閲覧し、意 見募集をする。
②実施日·期間	令和5年2月3日(金)から令和5年3月6日(月)まで
③期間を短縮する特段の理 由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の	承認【行政機関等のみ】
①提出日	
②個人情報保護委員会によ る審査	

(別添3)変更箇所

変更日)変更箇所 項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
221	7.1	E C IN WILLIAM	E C C C C C C C C C C C C C C C C C C C	DEED-1701	DETERMINATION OF THE ST
平成29年2月28日	情報提供ネットワークシステム による情報連携の実施有無の 変更に伴う変更項目を別紙2 に記載する。	別紙21二記載	別紙21二記載	事前	情報提供ネットワークシステム による情報連携の実施有無の 変更に伴う再評価。
平成29年2月28日	字句の整理等による変更項目 を別紙3に記載する。	別紙3に記載	別紙3に記載	事後	字句の整理等による変更であるため、重要な変更に該当しない。
平成30年5月25日	I-1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ②事務の内容	※2:医療保険者等向け中間サーバーは、医療 保険者である全国健康保険協会、健康保険組 合及び国民健康保険組合と地方公共団体であ る広域連合が利用する。	※2:医療保険者等向け中間サーバーは、医療 保険者である全国健康保険協会、健康保険組 合、共済組合及び国民健康保険組合と地方公 共団体である広域連合が利用する。	事前	7月から共済組合が医療保険 者等向け中間サーバーの利 用を開始するため。
平成30年5月25日	I - 6. 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (提供) 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第15条、第19条、第20条、第25条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (提供) 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第25条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3	事後	法令上の根拠の追加
平成30年5月25日	I-7. 評価実施期間における 担当部署 ②所属長	管理課長 小島 久佳	管理課長 山田 耕平	事後	人事異動による変更
平成30年5月25日	II - 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	1. 被保険者:高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者(65歳に到達し被保険者となり得る者を含む)	1. 被保険者:高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者(65歳に到達し被保険者となり得る者を含む)	事後	法令上の根拠の追加
平成30年5月25日	II-5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑤提供する情報の 対象となる本人の範囲	1. 被保険者:高齢者の医療の確保に関する法 律第50条から第55条に基づく被保険者のうち個 人番号を有するもの		事後	法令上の根拠の追加
平成30年5月25日		1. 被保険者:高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者	1. 被保険者:高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者	事後	法令上の根拠の追加
平成31年2月28日	I-7. 評価実施期間における 担当部署 ②所属長の役職名	管理課長 山田 耕平	管理課長	事後	様式の変更
令和2年3月23日	表紙 公表日	平成31年2月28日	令和2年3月23日	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのバージョン アップに伴う重要な変更
令和2年3月23日	I-2. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務において使用 するシステム システム1 ②システムの機能 4. 加入者情報管理業務 (1)加入者情報作成	広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。	広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、以下のいずれかの方法で中間サーバーへ送信する。 〇ファイルを広域端末から統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。(以下「統合専用端末連携」という。) 〇広域端末と中間サーバーをネットワークで繋ぎファイルを送信する。(以下「サーバー間連携」という。)	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのパージョン アップに伴う重要な変更
令和2年3月23日	I-2. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務において使用 するシステム システムの機能 ②システムの機能 4. 加入者情報管理業務 (2)加入者情報登録結果取 込	広域連合職員は統合専用端末を用いて中間サーバーから加入者情報の登録結果に関するファイルを入手し、広域端末へ移送後、情報連携管理ツールを用いて標準システムに送信する。	広域連合職員は統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーから加入者情報の登録結果に関するファイルを入手し、情報連携管理ツールを用いて標準システムに送信する。	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのバージョン アップに伴う重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月23日	I - 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム 2システムの機能 5. 副本管理業務(1)資格情報作成	広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを 標準システムから取得し、統合専用端末へ移送 後、中間サーバーへ送信する。	広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーへ送信する。	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのバージョン アップに伴う重要な変更
令和2年3月23日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシンステム1 ②システムの機能5. 副本管理業務(2)葬祭費情報作成	広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。	広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーへ送信する。	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのバージョン アップに伴う重要な変更
令和2年3月23日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム1②システムの機能5. 副本管理業務(3)高額介護合算療養費情報作成	広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。	広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーへ送信する。	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのバージョン アップに伴う重要な変更
令和2年3月23日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム1(2システムの機能6. 情報照会業務(1)情報照会要求	広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。	広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーへ送信する。	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのバージョン アップに伴う重要な変更
令和2年3月23日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム1(2)システムの機能6. 情報照会業務(2)情報照会結果取込	広域連合職員は統合専用端末を用いて中間サーバーから情報照会結果に関するファイルを入手し、広域端末へ移送後、情報連携管理ツールを用いて標準システムに送信する。	統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーから情報照会結果に関するファイルを入手し、情報連携管理ツールを用いて標準システムに送信する。	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのバージョン アップに伴う重要な変更
令和2年3月23日	I - 6. 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②法令上の根拠	(提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、17、22、26、27、33、39、42、43、58、62、80、82、87、93、97、106、109、119 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第14条、第5条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第25条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3	(提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、33、39、42、43、58、62、80、87、93、97、106、109、120 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第15条、第19条、第19条、第2条条、第2条、第2条、第2条、第2条、第2条、第2条、第2条、第2条、第	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのバージョン アップに伴う重要な変更
令和2年3月23日	(別添1)事務の内容 業務全体図	(追記)	(サーバー間連携に係る記述の追記及び双方 矢印の追記)	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのバージョン アップに伴う重要な変更
令和2年3月23日	(別添1)事務の内容 業務全体図	療養費カスタマイズはじめ7機能	療養費カスタマイズはじめ8機能	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのバージョン アップに伴う重要な変更
令和2年3月23日	(別添1)事務の内容 4.加入者情報(「1.資格管 理業務」に付随する事務)※ 統合専用端末連携の場合	(追記)	「※統合専用端末連携の場合」の記述の追記	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのバージョン アップに伴う重要な変更
令和2年3月23日	(別添1)事務の内容 4.加入者情報(「1. 資格管 理業務」に付随する事務)※ サーバー間連携の場合	(新設)	(全文・図の追加)	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのバージョン アップに伴う重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月23日	(別添1)事務の内容 5. 副本作成(「1. 資格管理 業務」、「3. 給付業務」に付随 する事務)※統合専用端末連 携の場合	(追記)	「※統合専用端末連携の場合」の記述の追記	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのパージョン アップに伴う重要な変更
令和2年3月23日	(別添1)事務の内容 5. 副本作成(「1. 資格管理 業務」、「3. 給付業務」に付随 する事務) ※サーバー間連 携の場合	(新設)	(全文・図の追加)	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのバージョン アップに伴う重要な変更
令和2年3月23日	(別添1)事務の内容 6. 情報照会(「1. 資格管理 業務」、「2. 賦課・収納業 務」、「3. 給付業務」に付随す る事務)※総合専用端末連携 の場合	(追記)	「※統合専用端末連携の場合」の記述の追記	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのバージョン アップに伴う重要な変更
令和2年3月23日	(別添1)事務の内容 6. 情報照会(「1. 資格管理 業務」、「2. 賦課・収納業 務」、「3. 給付業務」に付随す る事務)※サーバー間連携の 場合	(新設)	(全文・図の追加)	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのバージョン アップに伴う重要な変更
令和2年3月23日	(別添1)事務の内容 7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手(「 」資格管理業務」に付随する 事務)	(話記)	(「本人確認情報(個人番号含む)」以降の事務 内容(10-⑤)を追記及び図の追加)	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのパージョン アップに伴う重要な変更
令和2年3月23日	II-3. 特定個人情報の入手・ 使用 ①入手元	「O]地方公共団体·地方独立行政法人()	「〇]地方公共団体・地方独立行政法人(市町村、地方公共団体情報システム機構)	事後	入手元の記述の追記
令和2年3月23日	II-3. 特定個人情報の入手・使用 (タ)入手に係る妥当性 5. 情報提供ネットワークシス テムからの特定個人情報入手 に係る妥当性	に基づき、統合専用端末を利用し、中間サーバーを介して医療保険者等以外の情報保有機関した。	広域連合は番号法別表第二項番80、81の規定に基づき、統合専用端末連携またはサーバー間連携を利用し、中間サーバーを介して医療保険者等以外の情報保有機関に情報服会の依頼を行うことにより、特定個人情報を入手する。	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのバージョン アップに伴う重要な変更
令和2年3月23日	II - 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	テンプスタッフ・ピーブル株式会社	パーソルテンプスタッフ株式会社	事後	委託先の名称変更による修正
令和2年3月23日	II - 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項4 ⑤委託先名の確認方法	中間サーバーの運営の仕組みとして、本評価書上の「I2.システム2中間サーバー②システムの機能」等で明示している。	中間サーバーの運営の仕組みとして、本評価書上の「I2.システム3中間サーバー②システムの機能」等で明示している。	事後	誤記の修正
令和2年3月23日	II - 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項5 ⑤委託先名の確認方法	中間サーバーの運営および情報照会・提供の 仕組みとして、本評価書上の「12.システム2 中間サーバー②システムの機能」や「16.② 法令上の根拠」等で明示している。	中間サーバーの運営および情報照会・提供の 仕組みとして、本評価書上の「I2.システム3 中間サーバー②システムの機能」や「I6.② 法令上の根拠」等で明示している。	事後	誤記の修正
令和2年3月23日	II -4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項6 ⑤委託先名の確認方法	中間サーバーの運営の仕組みとして、本評価書上の「I2.システム2中間サーバー②システムの機能」等で明示している。	中間サーバーの運営の仕組みとして、本評価書上の「12.システム3中間サーバー②システムの機能」等で明示している。	事後	誤記の修正
令和2年3月23日	(別添2)特定個人情報ファイ ル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファ イル 元名番号 《資格関連情報》	(追記)	住民基本台帳情報(清音化) 外国人登録情報(清音化) 住登外登録情報(清音化)	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのパージョン アップに伴う重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月23日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル の名番号 <賦課・収納関連情報>	(追記)	滅額対象所得判定情報管理	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準シスケムのパージョン アップに伴う重要な変更
令和2年3月23日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル の名番号 <共通情報>	(追記)	選択履歴メモ管理	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのパージョン アップに伴う重要な変更
令和2年3月23日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 破保険者番号 <資格関連情報>	(追記)	被保険者(清音化) 被保険者履歴(清音化)	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのパージョン アップに伴う重要な変更
令和2年3月23日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 被果除者番号 <賦課・収納関連情報>	(追記)	滅額対象所得判定情報管理	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのパージョン アップに伴う重要な変更
令和2年3月23日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 被保険者番号 <共通情報>	(追記)	選択履歴メモ管理	事前	特定個人情報の取り扱いに関するガイドライン等の改正 と標準システムのパージョン アップに伴う重要な変更
令和2年3月23日	Ⅲ・3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用される リスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法 く標準システムにおける措置 >	(追記)	5. 端末を利用する際には生体認証によるログインを採用している。	事後	リスクを明らかに軽減させる 変更
令和2年3月23日	Ⅲ-3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用される リスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法 く取りまとめ機関が定める統 合専用端末の運用における 措置〉	(追記)	5. 端末を利用する際には生体認証によるログインを採用している。	事後	リスクを明らかに軽減させる 変更
令和2年3月23日	リスク	中間サーバーの使用について、システム管理 者は、定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に操作ログを確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。	中間サーバーの使用について、システム管理 者は、定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に操作ログに関連する書面の記録を 既合して確認し、不正な運用が行われていない かを監査する。	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのパージョン アップに伴う重要な変更
令和2年3月23日	Ⅲ-3. 特定個人情報の使用 リスク3:従業者が事務外で使 用するリスク リスクに対する措置の内容 〈標準システムにおける措置 >	(新設)	10. 中間サーバーとのサーバー間連携機能の開始・停止等の操作は、情報システム管理者によって統合専用端末の操作を許可された者のみしか行うことができない。	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのパージョン アップに伴う重要な変更
令和2年3月23日	Ⅲ-3. 特定個人情報の使用 リスク3:従業者が事務外で使 用するリスク リスクに対する措置の内容 <中間サーバーにおける措置 >	統合専用端末を利用した情報照会依頼時等に おいて、広域連合の職員に許可された事務/ 事務手続のみ取り扱うことができるよう中間 サーバーで制御している。	統合専用端末連携及びサーバー間連携を利用した情報照会依頼時等において、広域連合の職員に許可された事務/事務手続のみ取り扱うことができるよう中間サーバーで制御している。	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのパージョン アップに伴う重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月23日	Ⅲ-3. 特定個人情報の使用 リスク4:特定個人情報ファイ ルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容 <標準システムにおける措置 >	7. システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。	7.システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、情報ンステム管理者が定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検監査する。	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのバージョン アップに伴う重要な変更
令和2年3月23日	Ⅲ-3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイ ルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容 <中間サーバーにおける措置	1. 情報提供等記録ファイルについては、統合専用端末を利用して広域連合の職員が情報提供等記録をファイル出力(ダウンロード)(※2)する際は、情報提供等記録ファイルから機関別符号等を除いた範囲の項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。 2. 委託区画ファイル及び副本区画ファイルについては、統合専用端末を利用して広域連合の職員がファイル出力(ダウンロード)(※2)する際に特定の項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。	1. 情報提供等記録ファイルについては、統合専用端末連携やサーバー間連携を利用してファイル出力(ダウンロード)(※2)する際は、情報提供等記録ファイルがら機関別符号等を除いた範囲の項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。 2. 委託区画ファイル及び副本区画ファイルについては、統合専用端末連携やサーバー間連携を利用してファイル出力(ダウンロード)(※2)する際に特定の項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのバージョン アップに伴う重要な変更
令和2年3月23日	Ⅲ-3. 特定個人情報の使用 リスク4:特定個人情報プロルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容 <中間サーバーにおける措置	※2: 統合専用端末にファイル出力(ダウンロード)する機能は、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムから取得した特定個人情報を標準システムに取り込むために必要となる。	※2:ファイル出力(ダウンロード)する機能は、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供 ネットワークシステムから取得した特定個人情報を標準システムに取り込むために必要となる。	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのバージョン アップに伴う重要な変更
令和2年3月23日	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧 者・更新者の制限 具体的な制限方法 <取りまとめ機関で行う委託 業務における措置>	3. パスワードの最長有効期間を定め、定期的 に更新を実施する。	3. パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのバージョン アップに伴う重要な変更
令和2年3月23日	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に 関するルールの内容及び ルール遵守の確認方法 <広域連合で行う業務におけ る措置>	2. 契約書及び個人情報の取り扱い特記事項 に基づき、これら遵守事項の措置状況の調査を 行い、又は報告を求めることができる。	2. 契約書及び個人情報の取り扱い特記事項に基づき、これら遠守事項の措置状況の調査・監査を行い、又は報告を求めることができる。	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのバージョン アップに伴う重要な変更
令和2年3月23日	Ⅲ・4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先聞の提供に 関するルールの内容及び ルール遵守の確認方法 〈広域連合で行う業務におけ る措置〉	3. 契約書及び個人情報の取り扱い特記事項に基づき、これら適守事項の措置状況の調査を行い、または報告を求めることができる。	3. 契約書及び個人情報の取り扱い特記事項に基づき、これら遵守事項の措置状況の調査・監査を行い、または報告を求めることができる。	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのバージョン アップに伴う重要な変更
令和2年3月23日	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情 報ファイルの取扱いに関する 規定 規定の内容	13. 委託先への実地調査	13. 委託先への監査・実地調査	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのバージョン アップに伴う重要な変更
令和2年3月23日	Ⅲ-6. 情報提供ネットワーク システムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行 われるリスク リスクに対する措置の内容 <標準システムにおける措置 >	情報照会結果の入手元は、統合専用端末に限定されており、入手データは情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーにおいて厳格な審査が行われている。	情報照会結果の入手元は、統合専用端末及びサーバー間連携を行う端末に限定されており、入手データは情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーにおいて厳格な審査が行われている。	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのバージョン アップに伴う重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月23日	われるリスク リスクに対する措置の内容	1. 統合専用端末を利用して情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※)との照合を情報提供ネットワークシステム、大ムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。	1. 統合専用端末連携やサーバー間連携を利用して情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※)との照合を情報提供ホットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのバージョン アップに伴う重要な変更
令和2年3月23日	Ⅲ-6. 情報提供ネットワーク システムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個 人情報が漏えい・紛失するリ スクリスクに対する措置の内容 <標準システムにおける措置	(新設)	6. 中間サーバーとサーバー間連携を行う場合、中間サーバーとサーバー間連携を行う端末 は1台に限定し、接続には専用線を用い通信には認証・通信内容の暗号化を実施している。	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのバージョン アップに伴う重要な変更
令和2年3月23日			3.システム管理者はセキュリティ上問題が発生した場合、広域連合の標準システムから中間サーバーへの副本データ登録に関する記録を確認し、不正なデータ登録が行われていないかを監査する。	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準シスナムのパージョン アップに伴う重要な変更
令和2年3月23日	Ⅲ-6. 情報提供ネットワーク システムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供 されるリスク リスクに対する措置の内容 <標準システムにおける措置 >	3. システム管理者はセキュリティ上問題が発生した場合、標準システムから統合端末への副本データ登録に関する記録を確認し、不正なデータ登録が行われていないかを点検する。	3. システム管理者はセキュリティ上問題が発生した場合、標準システムから中間サーバーへの副本データ登録に関する記録を確認し、不正なデータ登録が行われていないかを監査する。	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのバージョン アップに伴う重要な変更
令和2年3月23日	Ⅲ-6. 情報提供ネットワーク システムとの接続 情報提供ホットラークシステム との接続に伴うその他のリス ク及びそのリスクに対する措 置	(新設)	く中間サーバーと標準システムとの間の情報 授受に係るリスク対策シ 1. 中間サーバーとサーバー間連携を行う端末 は1台とする。 2. 中間サーバーとサーバー間連携を行う端末 は、標準システムのローカルネットワークと中間 サーバー以外とは接続せず、他の業務に兼 用できないよう他のネットワークやシステムと分 離する。 3. 不正アクセス防止策として、標準システムの ネットワークと中間サーバーとの間にファイア ウォールを導入する。 4. 中間サーバーとのサーバー関連携機能の 開始・停止等の操作は、計算機能の 開始・停止等の操作は、計算機能の 開始・停止等の操作は、対策を対しまが管者に よって統合専用端末の操作を許可された者の みしか行うことができない。	事前	特定個人情報の取り扱いに関するガイドライン等の改正と標準システムのバージョンアップに伴う重要な変更
令和2年3月23日	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・ 消去 リスク1: 特定個人情報の漏 えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容 <標準システムサーバー等に おける措置>	1. データセンターは指の静脈を用いた生体認証と受付者の目視確認を併用した入退館管理をしており、その中のサーバ設置場所はICカードを用いた入退室管理をしており、サーバラックは施錠されている。	1. データセンターは指の静脈を用いた生体認証と受付者の目視確認を併用した入退館管理をしており、その中のサーバ設置場所はICカードを用いた入退室管理をしており、サーバラックは施錠されている。また、監視カメラによる監視を行っている。	事前	事後で足りるものの任意に事 前に提出(リスクを明らかに軽 減させる変更)
令和2年3月23日	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・ 消去 リスク1: 特定個人情報の漏 えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容 く取りまとめ機関が定める統 合専用端末の運用における 措置>	いよう分離する。 2. 統合専用端末は中間サーバー以外の情報 系端末等に兼用できないよう分離などにより、リ	1. 統合専用端末及びサーバー関連連携を行う 端末はインターネットに接続できないよう分離す る。統合専用端末は中間サーバー以外の情報 系端末等に兼用できないよう分離などにより、リ スクを回避する。 3. サーバー間連携を行う端末は中間サーバー と標準システム以外の情報系端末等に兼用で きないよう分離などにより、リスクを回避する。	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのパージョン アップに伴う重要な変更
令和2年3月23日	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・ 消去 リスク3: 特定個人情報が消 去されずいつまでも存在する リスク 消去手順 手順の内容 <標準システムにおける措置 >		3. 申請書等の紙媒体は、保存期間ごとに分類 して保管し、保存期間が経過したものは溶解に より廃棄して、その記録を管理している。	事後	誤記の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月23日	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・消去 消去 特定個人情報の保管・消去に おけるその他のリスク及びそ のリスクに対する措置 【特定個人情報の漏えい事案 等が発生した場合の対応】	2. 事実関係を調査し、番号法違反又は番号法 違反のおそれが把握できた場合には、その原 因究明を行う。	2. 事実関係を調査、監査し、番号法違反又は番号法違反のおそれが把握できた場合には、その原因究明を行う。	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのバージョン アップに伴う重要な変更
令和2年3月23日	IV-1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	※1:情報セキュリティ委員会は、広域連合の情報セキュリティで関する重要事項を決定する機関であり、最高情報統括責任者、統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者で構成される。	※1:情報セキュリティ委員会は、広域連合の情報セキュリティに関する重要事項を決定する機関であり、最高情報セキュリティ責任者(CISO)、統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者、情報セキュリティ管理者、情報セキュリティ管理者、情報システム管理者等で構成される。	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのバージョン アップに伴う重要な変更
令和2年3月23日	IV-1. 監査 ②監査 具体的な内容	1. 広域連合の最高情報統括責任者は、広域連合の情報公開・個人情報保護審査会条例に基づき、必要に応じて広域連合の個人情報保護審査会に対し、自己点検結果を諮問する。	1. 広域連合の最高情報セキュリティ責任者 (CISO)は、広域連合の情報公開・個人情報保護審査会条例に基づき、必要に応じて広域連合の個人情報保護審査会に対し、自己点検結果を諮問する。	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのバージョン アップに伴う重要な変更
令和2年3月23日	IV-2. 従業者に対する教育・ 啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	(新設)	・上述のセキュリティ研修等の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのバージョン アップに伴う重要な変更
令和2年3月23日	Ⅵ-1. 基礎項目評価 ①実施日	平成29年2月28日	令和2年3月23日	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのバージョン アップに伴う重要な変更
令和2年3月23日	VI-2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成28年12月20日(火)から平成29年1月19日 (木)まで	令和2年1月20日(月)から令和2年2月19日(水) まで	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのバージョン アップに伴う重要な変更
令和2年3月23日	WI-3. 第三者点検 ①実施日	平成29年2月14日(火)	令和2年3月10日	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのバージョン アップに伴う重要な変更
令和2年3月23日	Ⅵ-3. 第三者点検 ③結果	特定個人情報保護評価書(全項目評価書)における個人番号を内容に含む個人情報ファイルの取扱いに関する記述は妥当なものと認めるとの答申を得た。	ける特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのバージョン アップに伴う重要な変更
令和2年3月23日	別紙1 特定個人情報の提供 先一覧	(追記)	項番6 都道府県知事 ①番号法第19条第7号 別表第二 第9項 ②児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費 の支給に関する事務であって主務省令で定め るもの ③医療保険給付関係情報であって主務省令で 定めるもの	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのバージョン アップに伴う重要な変更
令和2年3月23日	別紙1 特定個人情報の提供 先一覧	項番6 市町村長 ①番号法第19条第7号 別表第二 第17項	項番7 市町村長 ①番号法第19条第7号 別表第二 第17項	事前	項番6の追記に伴う項番の繰 り下げ
令和2年3月23日	別紙1 特定個人情報の提供 先一覧	項番7 都道府県知事 ①番号法第19条第7号別表第二 第22項	項番8 都道府県知事 ①番号法第19条第7号別表第二 第22項	事前	項番6の追記に伴う項番の繰 り下げ
令和2年3月23日	別紙1 特定個人情報の提供 先一覧	項番8 都道府県知事等 ①番号法第19条第7号別表第二 第26項	項番9 都道府県知事等 ①番号法第19条第7号別表第二 第26項	事前	項番6の追記に伴う項番の繰 り下げ
令和2年3月23日	別紙1 特定個人情報の提供 先一覧	項番9 市町村長 ①番号法第19条第7号別表第二 第27項	項番10 市町村長 ①番号法第19条第7号別表第二 第27項	事前	項番6の追記に伴う項番の繰 り下げ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月23日	別紙1 特定個人情報の提供 先一覧	項番10 日本私立学校振興·共済事業団 ①番号法第19条第7号別表第二 第33項	項番11 日本私立学校振興·共済事業団 ①番号法第19条第7号別表第二 第33項	事前	項番6の追記に伴う項番の繰 り下げ
令和2年3月23日	別紙1 特定個人情報の提供 先一覧	項番11 国家公務員共済組合 ①番号法第19条第7号別表第二 第39項	項番12 国家公務員共済組合 ①番号法第19条第7号別表第二 第39項	事前	項番6の追記に伴う項番の繰 り下げ
令和2年3月23日	別紙1 特定個人情報の提供 先一覧	項番12 市町村長又は国民健康保険組合 ①番号法第19条第7号別表第二 第42項	項番13 市町村長又は国民健康保険組合 ①番号法第19条第7号別表第二 第42項	事前	項番6の追記に伴う項番の繰り下げ
令和2年3月23日	別紙1 特定個人情報の提供 先一覧	項番13 市町村長又は国民健康保険組合 ①番号法第19条第7号別表第二 第43項	項番14 市町村長又は国民健康保険組合 ①番号法第19条第7号別表第二 第43項	事前	項番6の追記に伴う項番の繰 り下げ
令和2年3月23日	別紙1 特定個人情報の提供 先一覧	項番14 地方公務員共済組合 ①番号法第19条第7号別表第二 第58項	項番15 地方公務員共済組合 ①番号法第19条第7号別表第二 第58項	事前	項番6の追記に伴う項番の繰 り下げ
令和2年3月23日	別紙1 特定個人情報の提供 先一覧	項番15 市町村長 ①番号法第19条第7号別表第二 第62項	項番16 市町村長 ①番号法第19条第7号別表第二 第62項	事前	項番6の追記に伴う項番の繰 り下げ
令和2年3月23日	別紙1 特定個人情報の提供 先一覧	項番16 後期高齢者医療広域連合 ①番号法第19条第7号別表第二 第80項	項番17 後期高齢者医療広域連合 ①番号法第19条第7号別表第二 第80項	事前	項番6の追記に伴う項番の繰 り下げ
令和2年3月23日	別紙1 特定個人情報の提供 先一覧	項番17 市町村長 ①番号法第19条第7号別表第二 第82項 ②高齢者の医療の確保に関する法律による保 検料の徴収に関する事務であって主務省令で 定めるもの ③高齢者の医療の確保に関する法律による保 険料の徴収に関する情報であって主務省令で 定めるもの	(削除)	事前	特定個人情報の取り扱いに 関するガイドライン等の改正 と標準システムのバージョン アップに伴う重要な変更
令和2年3月23日	別紙1 特定個人情報の提供 先一覧	項番21 独立行政法人日本学生支援機構 ①番号法第19条第7号別表第二 第106項 ②独立行政法人日本学生支援機構法による学 資の賞与に関する事務であって主務省令で定 めるもの ③医療保険各法その他の法令による医療に関 する給付の支給に関する情報であって主務省 令で定めるもの	項番21 独立行政法人日本学生支援機構 ①番号法第19条第7号別表第二 第106項 ②独立行政法人日本学生支援機構法による学 資の賞与及び支給に関する事務であって主務 省令で定めるもの ③医療保険各法その他の法令による医療に関 する給付の支給に関する情報であって主務省 令で定めるもの	事前	法令の改正に伴う変更
令和2年3月23日	別紙1 特定個人情報の提供 先一覧	項番23 都道府県知事 ①番号法第19条第7号別表第二 第119項 ②難病の患者に対する医療等に関する法律に よる特定医療費の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの ③難病の患者に対する医療等に関する法律第 十二条に規定する他の法令による給付の支給 に関する情報であって主務省令で定めるもの	項番23 都道府県知事 ①番号法第19条第7号別表第二 第120項 ②難病の患者に対する医療等に関する法律に よる特定医療費の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの ③医療保険給付関係情報であって主務省令で 定めるもの	事前	法令の改正に伴う変更
令和3年3月26日	表紙 公表日	令和2年3月23日	令和3年3月26日	事後	中間サーバーのクラウド化及 びオンライン資格確認等が実 施されることに伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月26日	I-1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ②事務の内容 <制度内容>	(追記)	さらに、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことを踏まえ、オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムへ提供することについても、あわせて支払基金等に委託することになった。	事後	中間サーバーのクラウド化及 びオンライン資格確認等が実 施されることに伴う変更
令和3年3月26日	I-1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ②事務の内容 1. 資格管理業務	(追記)	(3)中間サーバーを通じて、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムへ提供する(※3-1)。 ※3-1:オンライン資格確認の仕組みそのものは個人番号を使わないため、評価の対象外であるが、オンライン資格確認の準備行為として、マイナボータルを介した資格履歴情報の提供を行うため、その観点から評価書に記載している。	事後	中間サーバーのクラウド化及 びオンライン資格確認等が実 施されることに伴う変更
令和3年3月26日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム1 ②システムの機能5. 副本管理業務	(追記)	(4)外来年間合算情報作成標準システムは、高額療養費(外来年間合算)支給申請書の発行情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーへ送信する。	事後	データ標準レイアウト改版に 伴う標準システムのバージョ ンアップ
令和3年3月26日	I-2. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務において使用 するシステム システム2 ②システム2 像養費カスタマイズシステム	標準システムは愛知県独自の医療費助成制 度を考慮しないため、一部の療養費(高額療養 費及び高額介護合算療養費)の支給について、 被保険者への過払い金が発生しないよう金額 調整を行う機能。	標準システムは愛知県独自の医療費助成制度 を考慮しないため、一部の療養費(高額療養費 (外来年間合算含む)及び高額介護合算療養 費)の支給について、被保険者への過払い金が 発生しないよう金額調整を行う機能。	事後	データ標準レイアウト改版に 伴う標準システムのバージョ ンアップ
令和3年3月26日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステムシステム3(②システムの機能1、資格履匠管理業務に係る機能(国保中央会)	1. 新規被保険者の基本4情報(又はその一部)、資格情報(個人番号を含む。)を中間サーバーに登録する。(国保中央会)	1. 資格履歴管理事務に係る機能(国保中央会) (1) 新規被保険者の基本4情報(又はその一部)、資格情報(個人番号を含む。)を中間サーバーに登録する。 (2) 個人番号を除いた資格履歴情報をオンライン資格確認等システムに提供する。	事後	中間サーバーのクラウド化及 びオンライン資格確認等が実 施されることに伴う変更
令和3年3月26日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステムの機能 (2. 情報提供ネットワークシステムの値に情報照会・提供事務に係る機能(支払基金)	(追記)	(5)オンライン資格確認等システムで管理している情報と組付けるために使用する情報提供マイナボータルからの自己情報開示の求めを受付け、オンライン資格確認等システムで管理している情報との紐付けを行うために、個人番号を除いた資格履歴情報を提供する。	事後	中間サーバーのクラウド化及 びオンライン資格確認等が実 施されることに伴う変更
令和3年3月26日	I-4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	(追記)	4. オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしくみを実現する。	事後	中間サーバーのクラウド化及 びオンライン資格確認等が実 施されることに伴う変更
令和3年3月26日	(別添1)事務の内容 業務全体図	(追記)	「オンライン資格確認等システム」への連携に係る記述の追記	事後	中間サーバーのクラウド化及 びオンライン資格確認等が実 施されることに伴う変更
令和3年3月26日	(別添1)事務の内容 5. 副本作成(「1. 資格管理 業務」、「3. 給付業務」に付随 する事務)※統合専用端末連 携の場合	8-① 一括処理で被保険者の医療情報を抽出し、以下のインターフェースファイルを作成する。 ・資格情報登録ファイル ・高額介護合算療養費情報登録ファイル ・葬祭費登録ファイル	8-① 一括処理で被保険者の医療情報を抽出し、以下のインターフェースファイルを作成する。 ・資格情報登録ファイル ・高額介護合算療養費情報登録ファイル ・葬祭費登録ファイル ・外来年間合算情報ファイル	事後	データ標準レイアウト改版に 伴う標準システムのバージョ ンアップ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月26日	(別添1)事務の内容 5. 副本作成(「1. 資格管理 業務」、「3. 給付業務」に付随 する事務)※サーバー間連携 の場合	8-① 一括処理で被保険者の医療情報を抽出し、以下のインターフェースファイルを作成する。 ・資格情報登録ファイル ・高額介護合算療養費情報登録ファイル ・葬祭費登録ファイル	8-① 一括処理で被保険者の医療情報を抽出し、以下のインターフェースファイルを作成する。 ・資格情報登録ファイル ・高額介護合身療養費情報登録ファイル ・ 非祭費登録ファイル ・ 外来年間合算情報ファイル	事後	データ標準レイアウト改版に 伴う標準システムのバージョ ンアップ
令和3年3月26日	II - 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項4 ②取り扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲 その妥当性	広域連合における資格履歴を管理するため	1. 広域連合における資格履歴を管理するため。 2. オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため。	事後	中間サーバーのクラウド化及 びオンライン資格確認等が実 施されることに伴う変更
令和3年3月26日	II - 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項4 再委託 ⑧再委託の許諾方法	(追記)	運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 1. ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していることと、2. セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること。 3. 日本国内でのデータ保管を条件としていること・ 4. 上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 連用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アブリケーション対応、データ暗号代は10をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事後	中間サーバーのクラウド化及 びオンライン資格確認等が実 施されることに伴う変更
令和3年3月26日	II - 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項5 ①委託内容	情報提供ネットワークシステムを使用した情報 照会・情報提供、情報照会・情報提供を行うために必要となる機関別符号の取得及び管理	情報提供ネットワークシステムを使用した情報 照会・情報提供、情報照会・情報提供、および オンライン資格確認システムで管理している情報との紐づけを行うために必要となる機関別符 号の取得及び管理	事後	中間サーバーのクラウド化及 びオンライン資格確認等が実 施されることに伴う変更
令和3年3月26日	II-4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項5 受託事収いを委託する特定個人 情報ファイルの範囲 その妥当性	広域連合と情報提供ネットワークシステムとの 対応窓口を、支払基金に一本化するため。 また、広域連合の機関別符号を、支払基金が 一元的に取得するため。	広域連合と情報提供ネットワークシステムおよびオンライン資格確認システムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。また、広域連合の機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。	事後	中間サーバーのクラウド化及 びオンライン資格確認等が実 施されることに伴う変更
令和3年3月26日	II - 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項5 再委託 ⑧再委託の許諾方法	(追記)	運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 1. ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していることが確認できること。 3. 日本国内でのデータ保管を条件としていることが確認できること。 4. 上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 連用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アブリケーション対応、データ暗号化もに)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事後	中間サーバーのクラウド化及 びオンライン資格確認等が実 施されることに伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月26日	II-6. 特定個人情報の保管・ 消去 ①保管場所	5. 中間サーバーにおける保管 中間サーバーは、取りまとめ機関のデータセンターに設置しており、計可された者のみが入退室出来る管理対象区域に設置する。	5. 中間サーバーにおける保管 中間サーバーによりつりド事業者が保有・管 甲する環境に設置する。設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者は、次を満たすものとする。 (1)ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること (2)セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること (3)日本国内でのデータ保管を条件としていること (4)上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。	事後	中間サーバーのクラウド化及 びオンライン資格確認等が実 施されることに伴う変更
令和3年3月26日	(別添2) 特定個人情報ファイ ル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファ イル 宛名番号 <資格関連情報>	(追記)	個人番号管理情報(個人情報)	事後	中間サーバーのクラウド化及 びオンライン資格確認等が実 施されることに伴う変更
令和3年3月26日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル の名番号 <賦課・収納関連情報>	(追記)	所得情報照会結果管理 所得情報照会結果管理明細	事後	中間サーバーのクラウド化及 びオンライン資格確認等が実 施されることに伴う変更
令和3年3月26日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル の名番号 <給付関連情報>	葬祭費(その他支給)	葬祭費(その他) 高額療養費計算WK	事後	中間サーバーのクラウド化及 びオンライン資格確認等が実 施されることに伴う変更
令和3年3月26日	(別添2) 特定個人情報ファイ ル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファ イル 宛名番号 <情報連携関連項目>	(追記)	加入者情報管理(個人情報)	事後	中間サーバーのクラウド化及 びオンライン資格確認等が実 施されることに伴う変更
令和3年3月26日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 被保険者技番 <情報連携関連情報>	(追記)	加入者情報管理(システム基本情報) 副本管理(自己負担額証明書(外来年間合算) 情報) 副本管理(自己負担額証明書(高額介護合算 療養費)情報) 副本管理(メッセージ情報)	事後	中間サーバーのクラウド化及 びオンライン資格確認等が実 施されることに伴う変更
令和3年3月26日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 被保険者枝番 <共通情報>	(新設)	稼働ログ管理	事後	中間サーバーのクラウド化及 びオンライン資格確認等が実 施されることに伴う変更
令和3年3月26日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 被保険者番号 <資格関連情報>	(追記)	基準収入額申請世帯情報 個人番号管理情報(被保険者情報) 個別事情管理(加入者制御情報) 個別事情管理(加入者制御情報)	事後	中間サーバーのクラウド化及 びオンライン資格確認等が実 施されることに伴う変更
令和3年3月26日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル は保険者番号 <共通情報>	(新設)	稼働ログ管理 選択履歴 メモ管理	事後	中間サーバーのクラウド化及 びオンライン資格確認等が実 施されることに伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月26日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 被保険者番号 <情報連携管理情報>	(新設)	加入者情報管理(資格情報)加入者情報管理(判定対象情報)情報照会要求管理副本管理(判定対象情報)副本管理(資格情報)副本管理(嘉額介護合算療養費情報)副本管理(自己負担額証明書(外来年間合算)情報)副本管理(自己負担額証明書(高額介護合算療養費情報)加入者情報管理(加入者制御情報)加入者情報管理(加入者)加入者情報管理(加入者)加入者情報管理(被保険者証等情報)加入者情報管理(限度額適用認定証調達情報)加入者情報管理(限度額適用認定証調達情報)加入者情報管理(特定疾病療養受療証情報)加入者情報管理(特定疾病療養受療証情報)加入者情報管理(特定疾病療養受療証情報)	事後	中間サーバーのクラウド化及 びオンライン資格確認等が実 施されることに伴う変更
令和3年3月26日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 被保険者番号 <給付関連情報>	葬祭費(その他支給) 特定疾患連絡対象者管理	葬祭費(その他) 特定医療費等連絡対象者管理 医療費通知発行申請管理 高額介護合算計算結果情報 高額所護合算計算結果内訳情報 高額療養費計算WK 高額該当負担区分WK 他県公費累計WK	事後	中間サーバーのクラウド化及 びオンライン資格確認等が実 施されることに伴う変更
令和3年3月26日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル イル <本人確認項目>	(追記)	券面記載の氏名 券面記載の氏名かな 券面記載氏名が通称名の場合の本名等 券面記載氏名が通称名の場合の本名かな	事後	中間サーバーのクラウド化及 びオンライン資格確認等が実 施されることに伴う変更
令和3年3月26日	Ⅲ-4. 特定個人情報の使用 アクセス権限の発効・失効の 管理 具体的な方法 <中間サーバーにおける措置 >	広域連合のシステム管理者が統合専用端末において以下の管理を行う。 1. IDは、ID付与権限をもったシステム管理者用IDと一般的なユーザIDがある。 2. 支払基金が各医療保険者等のシステム管理者用IDに対して一般的なIDの付与権限を与えることにより、各医療保険者等においてシステム管理者が職員に対して一般的なユーザIDを付与することが可能となる。 3. 指定日から職員IDを有効にしたり、指定日から職員IDを無効とするよう中間サーバー側で制御している。 4. バスワードの最長有効期限を定めている。	広域連合のシステム管理者が統合専用端末において以下の管理を行う。 1. IDは、ID付与権限をもったシステム管理者用 IDと一般的なユーザIDがある。 2. 支払基金が各医療保険者等のシステム管理者用IDに対して一般的なIDの付与権限を与えることにより、各医療保険者等においてシステム管理者が職員に対して一般的なユーザIDを付与することが可能となる。 3. 指定日から職員IDを無効とするよう中間サーバー側で制御している。 4. バスワードと定期的に更新するよう中間サーバー側で制御している。 5. バスワードの最長有効期限を定めている。 5. バスワードの最長有効期限を定めている。	事後	リスクを明らかに軽減させる 変更
令和3年3月26日	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの確 保 具体的な方法	(追記)	3. 医療保険者等向け中間サーバー等の運用 支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する 環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ 対策はクラウド事業者が実施するとになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 (1) ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること (2) セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること (3) 日本国内でのデータ保管を条件としていること (4) 上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等に はる各種条件を満たしていること 4. 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用をは、フラウド・サービスの能弱性対応、適切な本ツトワーク設定、アブリケーション対応、データ暗号 化をは、をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事後	中間サーバーのクラウド化及びオンライン資格確認等が実施されることに伴う変更
令和4年12月2日	表紙 公表日	令和3年3月26日	令和4年12月 2日	事前	公金受取口座を活用した公金給付の実施に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月2日	I - 1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ②事務の内容	市町村において住民からの療養費支給申請 書等に関する届出を受け付け、広域連合にお いて療養費支給の認定処理を行い、広域連合 から当該住民に対して療養費支給決定通知書 等を交付する(※5)。	市町村において住民からの療養費支給申請 書等に関する届出を受け付け、広域連合にお いて療養費支給の認定処理を行い、広域連合 から当該住民に対して療養費支給決定通知書 等を交付する(※5)。 ※5:給付の決定にあたり給付要件の確認が必	事前	公金受取口座を活用した公金 給付の実施に伴う変更
	3. 給付業務	※5:給付の決定にあたり給付要件の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。	※3・4月10万人におんごからいます。 要な場合、また、口座を登簿関係情報の確認 が必要な場合、情報提供ネットワークシステム を利用して他の情報保有機関に照会し確認す ることも可能。		
令和4年12月2日	I -6. 情報提供ネットワーク システムによる情報連携※ ②法令上の根拠 3. 給付業務	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)	事後	法改正に伴う条ずれの修正 (形式的な変更)
令和4年12月2日	(別添1)事務の内容 5. 情報照会(「1. 資格管理 業務」、「3. 給付業務」に付随 する事務)※統合専用端末連 携の場合	9-⑤ 中間サーバで情報照会要求ファイルの 取込処理が行われ、処理結果が情報照会要求 登録結果ファイルに出力される。	9-⑤ 中間サーバーで情報照会要求ファイルの 取込処理が行われ、処理結果が情報照会要求 登録結果ファイルに出力される。	事後	誤記の修正
令和4年12月2日	II-3. 特定個人情報の入手・ 使用 ④入手に係る妥当性	(4)情報提供ネットワークシステムから特定個 人情報を入手する根拠 番号法第19条7号及び同法別表第二項番80、 81	(4)情報提供ネットワークシステムから特定個 人情報を入手する根拠 番号法第19条8号及び同法別表第二項番80、 81	事後	法改正に伴う条ずれの修正(形式的な変更)
令和4年12月2日	II - 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	番号法第19条第7号 別表第二に定める各情報 照会者(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を 参照)	番号法第19条第8号 別表第二に定める各情報 照会者(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を 参照)	事後	法改正に伴う条ずれの修正 (形式的な変更)
令和4年12月2日	II-5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の各項(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	番号法第19条第8号 別表第二の各項(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	事後	法改正に伴う条ずれの修正(形式的な変更)
令和4年12月2日	Ⅱ-5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における 用途	番号法第19条第7号 別表第二に定める各事務 (別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	番号法第19条第8号 別表第二に定める各事務 (別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	事後	法改正に伴う条ずれの修正(形式的な変更)
令和4年12月2日	II-5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ③提供する情報	番号法第19条第7号 別表第二に定める各特定 個人情報 (別紙1「特定個人情報の提供先一 覧」を参照)	番号法第19条第8号 別表第二に定める各特定 個人情報(別紙1「特定個人情報の提供先一 覧」を参照)	事後	法改正に伴う条ずれの修正 (形式的な変更)
令和4年12月2日	Ⅱ-6. 特定個人情報の保管・ 消去 ②保管期間 その妥当性	5. 中間サーバにおける保管期間	5. 中間サーバーにおける保管期間	事後	誤記の修正
令和4年12月2日	別紙1 特定個人情報の提供 先一覧	項番1 厚生労働大臣 ①番号法第19条第7号別表第二 第1項	項番1 厚生労働大臣 ①番号法第19条第8号別表第二 第1項	事後	法改正に伴う条ずれの修正 (形式的な変更)
令和4年12月2日	別紙1 特定個人情報の提供 先一覧	項番2 全国健康保険協会 ①番号法第19条第7号別表第二 第2項	項番2 全国健康保険協会 ①番号法第19条第8号別表第二 第2項	事後	法改正に伴う条ずれの修正 (形式的な変更)
令和4年12月2日	別紙1 特定個人情報の提供 先一覧	項番3 健康保険組合 ①番号法第19条第7号別表第二 第3項	項番3 健康保険組合 ①番号法第19条第8号別表第二 第3項	事後	法改正に伴う条ずれの修正 (形式的な変更)
令和4年12月2日	別紙1 特定個人情報の提供 先一覧	項番4 厚生労働大臣 ①番号法第19条第7号別表第二 第4項	項番4 厚生労働大臣 ①番号法第19条第8号別表第二 第4項	事後	法改正に伴う条ずれの修正 (形式的な変更)
令和4年12月2日	別紙1 特定個人情報の提供 先一覧	項番5 全国健康保険協会 ①番号法第19条第7号別表第二 第5項	項番5 全国健康保険協会 ①番号法第19条第8号別表第二 第5項	事後	法改正に伴う条ずれの修正 (形式的な変更)
令和4年12月2日	別紙1 特定個人情報の提供 先一覧	項番6 都道府県知事 ①番号法第19条第7号別表第二 第9項	項番6 都道府県知事 ①番号法第19条第8号別表第二 第9項	事後	法改正に伴う条ずれの修正 (形式的な変更)
令和4年12月2日	別紙1 特定個人情報の提供 先一覧	項番7 市町村長 ①番号法第19条第7号別表第二 第17項	項番7 市町村長 ①番号法第19条第8号別表第二 第17項	事後	法改正に伴う条ずれの修正 (形式的な変更)
令和4年12月2日	別紙1 特定個人情報の提供 先一覧	項番8 都道府県知事 ①番号法第19条第7号別表第二 第22項	項番8 都道府県知事 ①番号法第19条第8号別表第二 第22項	事後	法改正に伴う条ずれの修正 (形式的な変更)
令和4年12月2日	別紙1 特定個人情報の提供 先一覧	①番号法第19条第7号別表第二 第26項	項番9 都道府県知事等 ①番号法第19条第8号別表第二 第26項	事後	法改正に伴う条ずれの修正 (形式的な変更)
令和4年12月2日	別紙1 特定個人情報の提供 先一覧	項番10 市町村長 ①番号法第19条第7号別表第二 第27項	項番10 市町村長 ①番号法第19条第8号別表第二 第27項	事後	法改正に伴う条ずれの修正 (形式的な変更)
令和4年12月2日	別紙1 特定個人情報の提供 先一覧	項番11 日本私立学校振興·共済事業団 ①番号法第19条第7号別表第二 第33項	項番11 日本私立学校振興·共済事業団 ①番号法第19条第8号別表第二 第33項	事後	法改正に伴う条ずれの修正 (形式的な変更)
令和4年12月2日	別紙1 特定個人情報の提供 先一覧	項番12 国家公務員共済組合 ①番号法第19条第7号別表第二 第39項	項番12 国家公務員共済組合 ①番号法第19条第8号別表第二 第39項	事後	法改正に伴う条ずれの修正 (形式的な変更)
令和4年12月2日	別紙1 特定個人情報の提供 先一覧	項番13 市町村長又は国民健康保険組合 ①番号法第19条第7号別表第二 第42項	項番13 市町村長又は国民健康保険組合 ①番号法第19条第8号別表第二 第42項	事後	法改正に伴う条ずれの修正 (形式的な変更)
令和4年12月2日	別紙1 特定個人情報の提供 先一覧	項番14 市町村又は国民健康保険組合 ①番号法第19条第7号別表第二 第43項	項番14 市町村又は国民健康保険組合 ①番号法第19条第8号別表第二 第43項	事後	法改正に伴う条ずれの修正 (形式的な変更)
令和4年12月2日	別紙1 特定個人情報の提供 先一覧	項番15 地方公務員共済組合 ①番号法第19条第7号別表第二 第58項	項番15 地方公務員共済組合 ①番号法第19条第8号別表第二 第58項	事後	法改正に伴う条ずれの修正 (形式的な変更)
令和4年12月2日	別紙1 特定個人情報の提供 先一覧	項番16 市町村長 ①番号法第19条第7号別表第二 第62項	項番16 市町村長 ①番号法第19条第8号別表第二 第62項	事後	法改正に伴う条ずれの修正 (形式的な変更)
令和4年12月2日	別紙1 特定個人情報の提供 先一覧	項番17 後期高齢者医療広域連合 ①番号法第19条第7号別表第二 第80項	項番17 後期高齢者医療広域連合 ①番号法第19条第8号別表第二 第80項	事後	法改正に伴う条ずれの修正 (形式的な変更)
令和4年12月2日	別紙1 特定個人情報の提供 先一覧		項番18 都道府県知事等 ①番号法第19条第8号別表第二 第87項	事後	法改正に伴う条ずれの修正 (形式的な変更)
令和4年12月2日	別紙1 特定個人情報の提供 先一覧		項番19 市町村長 ①番号法第19条第8号別表第二 第93項	事後	法改正に伴う条ずれの修正(形式的な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月2日	別紙1 特定個人情報の提供 先一覧	項番20 都道府県知事又は保健所を設置する 市の長 ①番号法第19条第7号別表第二 第97項	項番20 都道府県知事又は保健所を設置する 市の長 ①番号法第19条第8号別表第二 第97項	事後	法改正に伴う条ずれの修正 (形式的な変更)
令和4年12月2日	別紙1 特定個人情報の提供 先一覧	項番21 独立行政法人日本学生支援機構 ①番号法第19条第7号別表第二 第106項	項番21 独立行政法人日本学生支援機構 ①番号法第19条第8号別表第二 第106項	事後	法改正に伴う条ずれの修正 (形式的な変更)
令和4年12月2日	別紙1 特定個人情報の提供 先一覧	項番22 都道府県知事又は市町村長 ①番号法第19条第7号別表第二 第109項	項番22 都道府県知事又は市町村長 ①番号法第19条第8号別表第二 第109項	事後	法改正に伴う条ずれの修正 (形式的な変更)
令和4年12月2日	別紙1 特定個人情報の提供 先一覧	項番23 都道府県知事 ①番号法第19条第7号別表第二 第120項	項番23 都道府県知事 ①番号法第19条第8号別表第二 第120項	事後	法改正に伴う条ずれの修正 (形式的な変更)
令和5年1月30日	表紙 公表日	令和4年12月 2日	令和5年 1月30日	事前	被保険者番号を保有するデータベースが追加となることに伴う変更
令和5年1月30日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 被保険者番号 <資格関連情報>	(追記)	証交付不要申請管理	事前	被保険者番号を保有するデー タベースが追加となることに伴 う変更
令和5年1月30日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 被保険者番号 <賦課・収納関連情報>	(追記)	所得課税情報医療費収集用被保険者番号管 理	事前	被保険者番号を保有するデータベースが追加となることに伴う変更
	表紙 公表日	令和5年 1月30日		事前	標準システムのクラウド化が 実施されることに伴う重要な 変更
		後期高齢者医療広域連合電算処理システム (以下「標準システム」という。) ※標準システムは、広域連合に設置される標準 システムサーバー群と、構成市町村に設置され る窓口端末で構成される。	後期高齢者医療広域連合電算処理システム (以下「標準システム」という。) ※標準システムは、全国の広域連合が共同して委託する集約機関国保中央会)が管理する 標準システムサーバー群と、広域連合および構成市町村に設置される窓口端末で構成される。	事前	標準システムのクラウド化が 実施されることに伴う重要な 変更
	I - 6. 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠	番号利用法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、 第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第 19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25 条、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、 第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の 2、第59条の3	番号利用法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、 第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第 19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25 条、第25条の2、第51条の2、第51条の3、第5 第3条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53 条、第55条の2、第59条の3	事後	法改正に伴う条ずれの修正(形式的な変更)
	(別添1)事務の内容 5.副本作成(「1. 資格管理 業務」、「3. 給付業務」に付随 する事務)※統合専用端末の 場合	8-① 一括処理で被保険者の医療情報を抽出し、以下のインターフェースファイルを作成する。 ・資格情報登録ファイル ・高額介護合算療養費情報登録ファイル ・群祭費登録ファイル ・外来年間合算情報ファイル 8-② 広域連合の標準システムから上記8-① のインターフェイスファイルをダウンロードし、統合専用端末へ媒体で移送する。 8-③ 統合専用端末から中間サーバーへ上記8-①のインターフェイスファイルをアップロードする。 8-④ 中間サーバーで上記8-①のインターフェイスファイルの取込処理が行われ、処理結果が特定個人情報登録結果ファイルに出力される。	8-① 一括処理で被保険者の医療情報を抽出し、以下のインタフェースファイルを作成する。 ・資格情報登録ファイル ・高額介護合算療養費情報登録ファイル ・非祭費登録ファイル ・外来年間合算情報ファイル 8-② 広域連合の標準システムから上記8-① のインタフェースファイルをダウンロードし、統合専用端末へ媒体で移送する。 8-③ 統合専用端末から中間サーバーへ上記8-①のインタフェースファイルをアップロード 記8-①のインタフェースファイルをアップロードする。 8-④ 中間サーバーで上記8-①のインタフェースファイルの取込処理が行われ、処理結果が特定個人情報登録結果ファイルに出力される。	事後	誤記の修正
		8-①一括処理で被保険者の医療情報を抽出し、以下のインターフェースファイルを作成する。	8-①一括処理で被保険者の医療情報を抽出し、以下のインタフェースファイルを作成する。	事後	誤記の修正
	Ⅱ-4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託の有無 ※	6件	7件	事前	標準システムのクラウド化が 実施されることに伴う重要な 変更
	II - 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項7	(追記)	標準システムに係るアプリケーション保守業務 及びシステム運用事務	事前	標準システムのクラウド化が 実施されることに伴う重要な 変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II-6. 特定個人情報の保 管・消去 ①保管場所 ※	1. 標準システムにおける保管 標準システムにおける保管 標準システムにおける特定個人情報は、データセンター内のサーバ機器及び広域連合事務。 データセンターは指の静脈を用いた生体認証 と受付者の目視確認を併用した入退室管理をしており、その中のサーバ設置場所は10カーパを用いた入退室管理をしており、サーバラックは 施錠されているため、許可された者以外はデータセンター内のサーバ機器の直接操作はできない。事務局サーバ室は10カードを用いた入退室管理をしており、運用管理端末かードを用いた入退室管理をしており、運用管理端末かードを利に入退室管理をしており、運用管理端ボ必要・一次のサーバ機器の直隔操作はできない。事務局サーバを開いた入退室管理をしており、非同されたるを、許可された者以外はデータセンター内のサーバ機器が高隔操作はできない。事務局サーバを開いた入退室は10カードを用いた入退室中であるため、許可された者以外は事務局サーバ室内のサーバ機器の遠隔操作は同学ので連帯である。また事務局サーバ室内のサーバ機器の連隔操作は同学ので開発のであるため、許可された者以外は事務局サーバ室内のサーバであるため、許可された者以外は事務局サーバ室内のサーバ機器の遠隔操作は同学ない。また事務局サーバ室内のサーバ機器の遠隔操作はできない。	・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。・クラウド事業者が提供するクラウドサービス は、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 (2)特定個人情報は、標準システムのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 (3)電子記録媒体は、適切に管理された鍵にて施錠可能な場所に保管し、利用の際には都度、	事前	標準システムのクラウド化が 実施されることに伴う重要な 変更
	II-6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 ※	2. 外付けカスタマイズシステムにおける保管 外付けカスタマイズにおける特定個人情報 は、データセンター内のサーバ機器及び広域連 合事務局サーバ室内のサーバ機器で保管して いる。 保管状況は1の標準システムと同様である。	2. 外付けカスタマイズシステムにおける保管 1の標準システムと同様である。	事前	標準システムのクラウド化が 実施されることに伴う重要な 変更
	II-6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 ※	(追記)	3.ファイルサーバにおける保管 データセンター内のサーバ機器のユーザ利用 領域(ファイルサーバ)は事務局執務室内の業 務端末(広域連合事務局で利用する標準システ ム及び外付けカスタマイズシステムのオンライ ン端末)からアクセス可能であるが、その中で特 定個人情報が保存されている領域はユーザの 権限によるアクセス制限がされており、許可さ れた者以外はアクセスすることができない。ま た、ユーザ利用領域に保管されている特定個人 情報についてアクセスログを取得している。	事前	標準システムのクラウド化が 実施されることに伴う重要な 変更
	II-6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 ※	3. 遠隔地におけるバックアップデータの保管 1および2のデータについて、広域災害の発生に備え、バックアップデータを遠隔地で保管している。 保管にあたっては、立地条件(距離と被災リスク等)、保管庫の条件(耐震、耐火、防犯・セキュリティ設備、自家発電設備等)、保管状況の条件(温度管理、防塵、入退室管理等)、搬送条件(車両の塞難防止財應、公退策管理等)、搬送条件(車両の塞難防止財産、保管、入退室管理等)、搬送条件(車両の塞難防止財産、公司の金額防止財産、公司の金額防・財産、公司の金額防・財産、公司の金額防・財産、公司の金額防・財産、公司の金額防・財産、公司の金額が、公司を表するの金額が、公司の金額が、のる金額が、公司の金額が、のる金額が、のる金額が、公司の金額が、公司の金額が、公司の金額が、公司の金額が、公司の金額が、公司の金額が、公司の金額が、公司の金額が、公司の金額をは、公司の金額をは、のる金額をは、のるるるをは、のるるるるののるるるるののるるるののるるるるるるののるるるるるるるるるる	4. 遠隔地におけるバックアップデータの保管3のデータについて、広域災害の発生に備え、バックアップデータを遠隔地で保管している。保管にあたっては、立地条件(距離と被災リスク等)、保管庫の条件(耐震)、耐火、保管状況の条件(温度管理、防虚、入退室管理等)、搬送条件(車両の窓難防止設施、GPSによる追跡等)を考慮し、必要な条件を満たす環境で実施を行っている。 5. 紙媒体の保管申請書等の紙媒体については、施錠可能な保管庫及び倉庫で保管している。 6. 中間サーバーにおける保管中間サーバーは、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する。設置場所のセキュリティ対策はつラヴト事業者は、次を満たすものとする。(1)ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27017又はで、ロールドの認証及びISO/IEC27017以にで、ロールドの認証を取得していることが確認できること(3)日本国内でのデータ保管を条件としていることが確認できること(4)上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。	事前	標準システムのクラウド化が 実施されることに伴う重要な 変更
	II-6. 特定個人情報の保 管:消去 ③消去方法	1. 標準システムにおける措置 事務に必要な期間が経過した時点で消去する。 またサーバ機器等の故障や交換等の場合 は、情報の読み取りを防止するため、外部事業 者による物理的破壊または専用ソフト等を用いた完全消去を実施し、その証明書の提出を義 務付けている。	1. 標準システムにおける措置 (1)保管期間経過後は、システムから適切に消去等を行い、消去等に係る記録を作成し、管理する。 (2)データの復元がなされないよう、クラウド事業者においてISO/IEC27001に準拠した廃棄プロセスを確保していること。 (3)廃棄プロセスの適切な実施について、第三者の監査機関による監査を受け、その内容を確認できること。	事前	標準システムのクラウド化が 実施されることに伴う重要な 変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II-6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	(追記)	3. ファイルサーバにおける措置 事務に必要な期間が経過した時点で消去する。 またサーバ機器等の故障や交換等の場合 は、情報の読み取りを防止するため、外部事業 者による物理的破壊または専用ソフト等を用い た完全消去を実施し、その証明書の提出を義 務付けている。	事前	標準システムのクラウド化が 実施されることに伴う重要な 変更
	II-6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	3. 遠隔地におけるバックアップデータの措置 3か月ごとに最新のデータに上書き更新を行う。 4. 紙媒体の措置 シュレッダー又は溶解処理を行う。 5. 取りまとめ機関が定める統合専用端末の運用における措置 保管期間経過後は、中間サーバーから適切 に廃棄等を行う。 使用済みの電子記録媒体を廃棄する場合に は、シュレッダーで粉砕する。	4. 遠隔地におけるバックアップデータの措置 3か月ごとに最新のデータに上書き更新を行う。 5. 紙媒体の措置 シュレッダー又は溶解処理を行う。 6. 取りまとめ機関が定める統合専用端末の運用における措置 保管期間経過後は、中間サーバーから適切 に廃棄等を行う。 使用済みの電子記録媒体を廃棄する場合に は、シュレッダーで粉砕する。	事前	項番3の追記に伴う項番の繰り下げ
	Ⅲ-3. 特定個人情報の使用 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	(追記)	くクラウド移行作業時に関する措置> 1. データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、特定個人情報ファイルの取扱権服を持つDを発効する。 2. 当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御する。 3. 広域連合ごとに適切なアクセス権をロール設定を割り当てることで、他の自身の広域連合以外の情報にアクセスできないようにシステム的に制御している。	事前	標準システムのクラウド化が 実施されることに伴う重要な 変更
	Ⅲ-3.特定個人情報の使用 リスク2 アウセス権限の発効・失効の 管理 具体的な管理方法	(追記)	<クラウド移行作業時に関する措置> 1. データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、情報システム管理者が、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効する。 2. 移行作業終了後の際には、情報システム管理者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。	事前	標準システムのクラウド化が 実施されることに伴う重要な 変更
	Ⅲ- 3. 特定個人情報の使用 リスク3 リスクに対する措置の内容	(追記)	くクラウド移行作業時に関する措置>1. 移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは簡号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。2. 移行作業にあたって、作業者以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定する。3. 移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、作業者に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複数がさかれていないか記録を残す。4. 特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施する。5. 移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われてしないか監視する。	事前	標準システムのクラウド化が 実施されることに伴う重要な 変更
	Ⅲ-3. 特定個人情報の使用 リスク3 リスクに対する措置の内容	(追記)	くクラウド移行作業時に関する措置> 1. データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効する。 2. 当該Dの確限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御する。 3. 移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。 4. 移行以外の目的・用途でファイルを作成ないよう、作業者に対して別知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残す。 5. 特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施する。 6. 移行件業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。	事前	標準システムのクラウド化が 実施されることに伴う重要な 変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの確 保 具体的な方法	(追記)	3. 標準システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者は、次を満たすものとする。(1)ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること(2)セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること(3)日本国内でのデータ保管を条件としていること((3)日本国内でのデータ保管を条件としていること((5)ラウド事業者が提供するクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。(5)ラウド事業者が上供するクラウドサービスリスに、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリスに掲載されているものとする。4. 標準システム構造人をクラウドサービスリストに掲載されているものとする。4. 標準システムを、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アブリケーション対応、データ暗号代ものとをしまりに確したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	標準システムのクラウド化が 実施されることに伴う重要な 変更
	Ⅲ-4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保保保具体的な方法	(3)日本国内でのデータ保管を条件としている	5、医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者は、次を満たすものとする。(1)ISO/IEC27017又はCSマーケ・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していることの、クラウド事業者が関係が適切に実施されていることが、クラウドライででは、では、10日本国内でのデータ保管を条件としていること(3)日本国内でのデータ保管を条件としていること(3)日本国内でのデータ保管を条件としていること(4)上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。(2)中華、大学では、10日本国内でのデータ保管を条件としていることの、10日本国内でのデータ保管を条件としていること(5)日本国内での手の大学では、10日本国内でのデータに、10日本国内でのデータによりでは、フラウト事業者が保持である環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSからよりのレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アブリケーション対応、データ暗号化せい。をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	標準システムのクラウド化が 実施されることに伴う重要な 変更
	Ⅲ-6. 情報提供ネットワーク システムとの接続 リスク4 リスクに対する措置の内容 <標準システムにおける措置 >	6. 中間サーバーとサーバー間連携を行う場合、中間サーバーとサーバー間連携を行う端末は1台に関定し、接続には専用線を用い通信には認証・通信内容の暗号化を実施している。	6. 中間サーバーとサーバー間連携を行う場合、中間サーバーとサーバー間連携を行う端末は1台に限定し、中間サーバーとの接続には専用線を用い通信には認証・通信内容の暗号化を実施している。	事前	接続先の明記
	Ⅲ-7. 特定個人情報の保 管消去 リスク1 (3物理的対策 具体的な対策の内容 <標準システムサーバー等に おける措置>	1. データセンターは指の静脈を用いた生体認証と受付者の目視確認を併用した入退館管理をしており、その中のサーバ設置場所はICカードを用いた入退室管理をしており、サーバラックは施錠されている。また、監視カメラによる監視を行っている。 2. 事務局サーバ室はICカードを用いた入退室管理をしており、サーバ機器が設置されているサーバラックは施錠されている。オーバーのでは、サーバに無停電電源装置等を付設している。また、データセンターはこれに加えて非常発電装置を備えている。4. データセンターは免震構造であり、事務局サーバ室は耐震構造であり、事務局サーバ室は耐震構造であり、事務局サーバ室は耐震構造である。5. 火災および消火によるデータ消失を防ぐため、サーバにガス系消火設備を備えている。6. ノート型端末は盗難防止措置を行っている。7. 申請書等の紙媒体については、施錠可能な保管庫および倉庫で保管している。	1. 標準システムは、クラウド事業者が保存・管理する環境(日本国内)に設置し、クラウド事業者になる環境(日本国内)に設置し、クラウド事業者はSOM と望記録管理及び施錠管理をすることでリスクを回避する。クラウド事業者はISO/IEC27017又はCSマーショールドの認証、及びISO/IEC27018の認証を取得し、セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できるものを選定し、「政府情報システムにおけるクラウザサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしているものとする。 2. クラウド事業者が提供するクラウドサービスリスに、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリスに、政府情報システムのためのセキュリティアに掲載されているものとする。 3. クラウド環境にアクエスできる運用・保守拠点では、電子錠等による入退室制限等の物理的なアクセス制御手段により、許可された利用者のみが人設室できるようにする。また、管理簿等による入退室情報の収集ができ、入退室の記録を取得可能な場所に保管し、利用の際には都度、媒体管理簿に記入する。 5. 使用済み電子記録媒体と廃棄する場合には、物理的破壊を行う。	事前	標準システムのクラウド化が 実施されることに伴う重要な 変更
	Ⅲ-7. 特定個人情報の保 管:消去 リスク1 (⑤物理的対策 具体的な対策の内容	(追記)	<クラウド移行作業時に関する措置> 移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。	事前	標準システムのクラウド化が 実施されることに伴う重要な 変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ-7. 特定個人情報の保 管・消去 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容 <標準システムにおける措置 >	(追記)	4. 標準システムでは、セキュリティ対策を実施するクラウドマネージドサービス(クラウド事業者により運用管理まで含めた形で提供されるサービス)等を活用し、アクセス制御、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 5. クラウドマネージドサービスの利用にあたっては、クラウド事業者は個人番号を内容に含む電子データを取り扱わない契約とし、クラウド事業者が個人番号等にアクセスできないように、アクセス制御を行う。	事前	標準システムのクラウド化が 実施されることに伴う重要な 変更
	Ⅲ-7. 特定個人情報の保 管・消去 リスク3 消去手順 手順の内容	(追記)	くクラウド移行作業時に関する措置> 移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。	事前	標準システムのクラウド化が 実施されることに伴う重要な 変更
	Ⅲ- 7. 特定個人情報の保 管・消去 リスク3 消去手順 手順の内容 <標準システムにおける措置 >	(追記)	4. データの復元がなされないよう、クラウド事業者においてISO/IEC27001に準拠した廃棄プロセスを確保していること。 5. 廃棄プロセスの適切な実施について、第三者の監査機関による監査を受け、その内容を確認できること。	事前	標準システムのクラウド化が 実施されることに伴う重要な 変更
	Ⅲ-7. 特定個人情報の保 管・消去 リスク3 消去手順 手順の内容	(追記)	<クラウド移行作業時に関する措置> 1.移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 2. データ消去を他者に委託する場合は、特定 信権が記録された機器を廃棄する際は、消去証明書等により消去されたことを確認する。	事前	標準システムのクラウド化が 実施されることに伴う重要な 変更
	IV- 1. 監査 ②監査 具体的な内容	1. 広域連合の最高情報セキュリティ責任者 (CISO)は、広域連合の情報公開・個人情報保護審査会条例に基づき、必要に応じて広域連合の個人情報保護審査会に対し、自己点検結果を諮問する。	1. 広域連合の最高情報統括責任者(CISO)は、広域連合の個人情報保護法施行条例(令和5年3月31日までは、広域連合における個人情報保護条例)に基づき、必要に応じて広域連合の個人情報保護等では、自己点検結果を諮問する。	事前	標準システムのクラウド化が 実施されることに伴う重要な 変更
	VI- 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和2年3月23日			
	VI- 2. 国民・住民等からの 意見の聴取 ②実施日・期間	令和2年1月20日(月)から令和2年2月19日(水) まで	令和5年2月3日(金)から令和5年3月6日(月)まで	事前	標準システムのクラウド化が 実施されることに伴う重要な 変更
	VI- 2. 国民・住民等からの 意見の聴取 ④主な意見の内容	特になし			
	VI- 2. 国民・住民等からの 意見の聴取 ⑤評価書への反映	特になし			
	VI-3. 第三者点検 ①実施日	令和2年3月10日			
	VI-3. 第三者点検 ②方法	愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開・個 人情報保護審査会にて第三者点検を実施。			
	VI-3. 第三者点検 ③結果	特定個人情報保護評価書(全項目評価書)における個人番号を内容に含む個人情報ファイルの取扱いに関する記述は妥当なものと認めるとの答申を得た。			